

周防大島町告示第103号

令和2年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年8月26日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 令和2年9月2日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君

新田 健介君

吉村 忍君

砂田 雅一君

田中 豊文君

吉田 芳春君

平野 和生君

松井 岑雄君

小田 貞利君

新山 玄雄君

久保 雅己君

尾元 武君

荒川 政義君

---

○9月16日に応招した議員

---

○9月17日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和2年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和2年9月2日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年9月2日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第8 報告第4号 放棄した債権の報告について(公営住宅使用料・学校給食収入・水道料金)
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 認定第1号 令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 日程第20 認定第9号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第11号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について
- 日程第23 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第5号））（質疑・討論・採決）
- 日程第24 議案第2号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）（質疑・討論・採決）
- 日程第25 議案第3号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第26 議案第4号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第27 議案第5号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第28 議案第6号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第29 議案第7号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）（質疑・討論・採決）
- 日程第30 議案第8号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第31 議案第9号 周防大島町公民館条例の一部改正について
- 日程第32 議案第10号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第11号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第34 議案第12号 周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 日程第35 議案第13号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第36 議案第14号 動産の買入れについて（令和2年度 可搬消防ポンプ）
- 日程第37 議案第15号 動産の買入れについて（令和2年度 周防大島町公用車（スクールバス 油田森野線））
- 日程第38 議案第16号 動産の買入れについて（令和2年度 周防大島町立小中学校情報機器端末）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第8 報告第4号 放棄した債権の報告について（公営住宅使用料・学校給食収入・水道料金）
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 認定第1号 令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第11号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について

- 日程第23 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第5号））（質疑・討論・採決）
- 日程第24 議案第2号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）（質疑・討論・採決）
- 日程第25 議案第3号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第26 議案第4号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第27 議案第5号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第28 議案第6号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第29 議案第7号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）（質疑・討論・採決）
- 日程第30 議案第8号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第31 議案第9号 周防大島町公民館条例の一部改正について
- 日程第32 議案第10号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第11号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第34 議案第12号 周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 日程第35 議案第13号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第36 議案第14号 動産の買入れについて（令和2年度 可搬消防ポンプ）
- 日程第37 議案第15号 動産の買入れについて（令和2年度 周防大島町公用車（スクールバス 油田森野線））
- 日程第38 議案第16号 動産の買入れについて（令和2年度 周防大島町立小中学校情報機器端末）

---

出席議員（13名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 藤本 淨孝君 | 2 番 新田 健介君 |
| 3 番 吉村 忍君  | 4 番 砂田 雅一君 |

5番 田中 豊文君  
7番 平野 和生君  
9番 小田 貞利君  
12番 久保 雅己君  
14番 荒川 政義君  
6番 吉田 芳春君  
8番 松井 岑雄君  
10番 新山 玄雄君  
13番 尾元 武君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君  
書 記 浜元 信之君  
議事課長 池永祐美子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	西本 克也君
副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
病院事業管理者	石原 得博君	総務部長	大下 崇生君
産業建設部長	中村 光宏君	健康福祉部長	近藤 晃君
環境生活部長	伊藤 和也君	統括総合支所長	山本 勲君
会計管理者兼会計課長			重富 孝雄君
教育次長	永田 広幸君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
総務課長	中元 辰也君	財政課長	藤本 倫夫君
農林課長	瀬川 洋介君	税務課長	中村 晴彦君
社会教育課長	辻田 建一君		

---

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により5番、田中豊文議員、6番、吉田芳春議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は去る8月26日開催の議会運営委員会において、協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月17日までの16日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月17日までの16日間とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年6月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

はじめに、全国各地を襲い、過去に類を見ないほどの被害をもたらした令和2年7月豪雨は、九州地方を中心に10日余りの間で、降り始めからの雨量が1,000ミリを超え、3年前の九州北部豪雨や一昨年の西日本豪雨をはるかに上回る記録的な集中豪雨でありました。

本町におきましても、7月8日には町内全域に避難勧告が発令され、雨振・両源田・日向泊地区は、県道の土砂崩れと冠水により3日間にわたって集落が孤立しましたが、そこには共助による地域内での助け合いがあり、大きな苦難を乗り越えられたと伺っております。

このたびの集中豪雨により被害を受けた多くの方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、大規模な自然災害が多発する近年においては、原形復旧にこだわることなく、改良を取り入れた強靱化により、一日も早い復旧と復興を切に願うものであります。

次に、本日までに議会に提出されております文書についてですが、地方自治法の規定に基づき、監査委員より、例月現金出納検査（6月・7月・8月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

続きまして、陳情・要望につきましては、1件、受理しております。

陳情・要望第24号については、新型コロナウイルス感染症の拡大は、各方面に様々な影響をもたらしており、地方財政は、かつてない厳しい状況に陥ることが予想されます。

このような状況下においては、国の支援は不可欠でありまして、全国町村議会議長会から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について依頼がありました。つきましては、今期定例会の最終日、議員発議として御審議を頂くことになりましたので、よろしく願いをいたします。

次に、系統議長会関係について御報告いたします。

7月7日に開催予定でありました、山口県町議会議長会定例会及び山口県離島振興市町議会議長会の第1回臨時会におきましては、令和元年度事業報告及び一般会計歳入歳出決算の認定が、豪雨のため書面審査となり、両件とも全会一致で認定されております。

続いて、全国都道府県会長会の関係について御報告をいたします。

全国町村議会議長会では、令和元年度の事業報告並びに収支決算、次に、国の予算編成及び施策に関する要望、また、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望及び感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出等を書面審議。

また同様に、全国離島振興市町村議会議長会におきましては、第1回総会及び理事会に提出予定の令和3年度離島の振興に関する要望、続いて、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望のほか、令和元年度の事業報告並びに収支決算の審議は、会議開催方法が変更され、書面表決により可決されたことを御報告いたします。

次に、議員研修並びに議員派遣について、今定例会終了後の9月30日、ニューメディアプラザ山口におきまして、山口県町自治研修会が開催されます。

また、11月9日には、山口県町議長会実務研修会が開催される予定となっておりますので、議員全員の参加をお願いするものであります。

なお、町人会関係につきましては、近畿東和会、東京東和町人会、近畿大島会、東京大島郡人会、それぞれ新型コロナウイルス感染症予防対策として、本年の開催は見送られるとされておりますので、お知らせをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### **日程第4．行政報告並びに議案の説明**

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から、行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。

本日は、令和2年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。



議案の説明に先立ちまして、行政報告を6件ほど申し上げたいと思います。

まず、1件目は、個人住民税の年金特別徴収の中止処理に誤りがありましたので御報告をいたします。

令和2年6月5日金曜日でございますが、8月から年金特別徴収を中止する方のデータ、これは厚生労働大臣分と国家公務員共済組合連合会分と公立学校共済組合分でございますが、これを抽出し、地方税における手続を行うためのインターネット専用回線、eLTAXというものでございますが、これを通じて日本年金機構に報告したつもりでありましたが、8月7日金曜日に、日本年金機構からの年金振込通知書を見た納税者の方から、8月分の年金から天引きされるように通知が届いているとの問い合わせがありました。

直ちに、日本年金機構に確認をいたしましたところ、年金特別徴収を中止する方のうち、厚生労働大臣分218人、112万2,200円でございますが、これについて8月分のこの徴収が中止されずに、年金から従来のまま天引きされるということが判明いたしました。

原因につきましては、システムで抽出したデータをeLTAXを通じて報告する際、職員が操作を誤り、厚生労働大臣分のデータを送信していなかったということが原因であります。

また、その後の確認作業が十分にできていなかったということにも原因があると思っております。

該当される納税者の方には、天引きされた金額の還付予定、9月の末頃になると思っておりますが、これを記載したお詫びの文書を8月12日水曜日に送付をいたしました。

また、翌13日木曜日には、報道発表をするとともに、町の公式ホームページに掲載させていただいたところであります。

該当される納税者の方には、御迷惑をおかけし大変申し訳なく思っております。今後このようなことがないように、チェック機能、体制の再確認と職員の意識向上について、指示及び注意をしたところであります。

最後に、還付までのスケジュールについて簡単に説明させていただきます。

年金特別徴収により天引きされた住民税のうち厚生労働大臣分につきましては、例年でしたら9月8日頃までには、日本年金機構から町のほうに振り込まれる予定であります。

仮に、9月8日に振込が確認できたとして、その日のうちに町のシステムにて消し込み処理をした後に、町から依頼通知により天引きされているかを住民税担当職員2名にて読み合わせ等により確認をいたします。

次に、還付担当の2名にて、還付充当決議書という還付を決定する決裁資料、還付通知書という還付対象者に対する通知書、還付命令票という還付金を支出するための伝票を作成いたします。この作業では、対象者の氏名、振込口座、金額等の確認作業にかなりの時間を要するため、

218人分を処理した後に全ての決裁を完了するまでに、通常の業務をこなしながらも——するべきながらも、できるだけ優先的に処理したとして、9月14日頃までかかると考えております。

税務課から財政課に支出の伝票を送り込めるのが9月15日として、そこから財務的な決裁等の後、該当される納税者の方へ振込の完了は9月25日を予定しております。

なお、日本年金機構からの入金が入金予定より早まった場合は、もちろんのこと、現時点での想定より還付処理の作業時間を短縮できるよう努力し、該当される納税者の方への振込を、できるだけ前倒しできるようにしたいと考えております。

以上、このたびの個人住民税の年金特別徴収の中止処理誤りにつきまして、お詫びを申し上げ御報告とさせていただきます。

2件目は、令和2年7月豪雨災害について御報告をいたします。

このたびの令和2年7月豪雨は、7月3日から14日にかけて、梅雨前線が本州付近に停滞し、九州を中心に広い範囲で大雨となり、日本各地で甚大な被害をもたらしました。

本町におきましても、地域によってはこれまでに経験したことがない豪雨に見舞われ、床上床下浸水をはじめ、平野部では田畑の冠水や山間部での土砂災害など大きな被害を受けられました。この7月豪雨により被害を受けられた全ての皆様方に対して、衷心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

また、豪雨の降り始めからその後の災害復旧において、各地域で連帯して御協力を頂きました自治会、自主防災組織、消防団、民生委員の皆様をはじめ土砂災害発生直後から応急復旧などに御尽力を頂きました建設業の皆様、様々な場面で御尽力を頂きました方々に心から感謝と御礼を申し上げます。町といたしましても、一日でも早い災害復旧を目指してまいりますので、引き続き御支援をお願いいたします。

それでは、本町での災害対応等について申し上げます。

7月6日の昼過ぎに大雨警報が発令され、今後も大雨が続くと判断し、17時に町内11か所に自主避難所を開設いたしました。

7月7日は、一部県道に土砂崩れ等が発生、あるいは発生の恐れがあることから通行規制が設けられ、翌7月8日午前0時10分には、本町に土砂災害警戒情報が県と気象台から発令されたことに伴いまして、私は、町内全域に避難勧告を発令するよう指示をいたしました。

その後、深夜から明け方にかけて局地的に非常に激しい雨に見舞われ、安下庄観測所では1時間雨量が観測史上最大の72ミリを記録いたしました。この豪雨により、国道県道をはじめ町道、農道、河川等多くの施設が被害を受け、町民の方々の生活に大変な御不便をおかけする事態となりましたが、幸いにも人的被害はなかったことが幸いでございます。

7月8日の午後8時には、町内全域に発令しておりました避難勧告を解除いたしました。

9日には大泊地区に大規模な土砂災害が発生していたことから、午後5時に避難所を開設し、同時に大泊地区に避難勧告を発令をいたしました。

10日には、被害が大きかった地家室地区、大積地区にも大泊地区に続き避難勧告を発令いたしました。

いずれの地区においても、自治会長、自主防災組織をはじめ御支援を頂いた方々のおかげで人的被害はございませんでした。

12日には、3地区に発令しておりました避難勧告をそれぞれ解除いたしました。14日の午前中までは予断を許さない状況が続いていたところ、午後には大雨警報も解除となったことから、警戒体制を解くことといたしました。

次に、今回の7月豪雨、本町が把握しております被害状況でございますが、まず家屋等の被害状況は床上浸水19か所、床下浸水160か所、倉庫等は16か所でございます。

公共施設の被害状況は、今回の議案に上程いたしております補正予算の補足説明でも申し上げますが、産業建設部、水産課・農林課・建設課であります。これらの全体の被災件数は165件、被害額は予算ベースで申し上げますと約8億2,600万円程度であり、環境生活部の下水道課と生活衛生課では、全体の被災件数は5件、被害額は予算ベースで約6,600万円程度となり、総合支所が対応する被災件数は144件、被害額は予算ベースでは約4,600万円となる見込みでございます。

なお、町全体では、被災件数が314件、被害額は約9億3,800万円程度となるものと考えております。

以上のことから、先程も申し上げましたが、町といたしましては一日でも早い災害復旧を目指してまいりますので、引き続き議員の皆様をはじめ関係各位の御支援と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

3件目でございますが、米軍岩国基地関連について3点ほど御報告いたします。

はじめに、平成30年12月6日に高知県沖で発生した米海兵隊岩国飛行場所属のFA-18D戦闘攻撃機とKC-130J空中給油機の空中接触・墜落事故についてでございます。

この事故につきましては、昨年9月に米側の事故調査、これは米側の部隊でやった調査でございます——の報告書が公表され、議会におきましても昨年の第4回定例会で御報告したところでございますが、その後、2018年事故の部隊調査は、事案の全体像を正確に捉えきれていないと見られたことから、本件事故の重大性に鑑み、包括的な原因・要因の究明のために、海兵隊副司令官によって任命されたCDA、統合処分担当官とその下に設置された各分野の専門家12名から成る再調査委員会によって行われました。その概要につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、大きく5項目に分かれて掲載されているとおりでございます。

8月18日には中国四国防衛局長が来庁され、今回の再調査結果では事故直後の原因を特定するとともに、事故の背景となった組織全般にわたる問題点として、人員配置、運用、教訓の活用、即応性等の要因が幅広い視点から取り上げられており、防衛省としては、今般海兵隊が詳細かつ広範な再調査を実施したことは、米側の航空安全や即応性の向上のための強い意識の表れであると認識しており、米側に対しては、今回の再発防止策を含め、米軍機の運用において、より一層、安全管理に万全を期すよう、累次の機会に求めているとの説明を受けたところでございます。

私のほうからは、米軍機の事故等は町民の方々に大きな不安を与える、あってはならないものであり、今回の再調査結果に基づく再発防止策等への取組を徹底するとともに、米軍機の飛行に際しては、安全管理に万全を期すよう強く要請をしたところでございます。

次の件でございますが、岩国飛行場のF-35Bの機種更新についてでございます。

昨年に一部報道機関から、岩国基地に配属されておりますFA-18D戦闘攻撃機12機をF-35B戦闘機16機に交代させる計画があるとの報道があったことは承知しておりますが、今回、国から令和2年8月26日に山口県庁において村岡知事、柳居県議会議長をはじめ、私と和木町長は、F-35B戦闘機への機種更新についての説明を受けました。

国の――防衛省ですが、防衛省の鈴木地方協力局長からは、平成29年の1月と11月に、岩国飛行場のFA-18ホーネット部隊とAV-8Bハリヤー部隊が、F-35Bへ機種更新され、今般、米側から本年10月以降に、岩国飛行場のFA-18部隊が、F-35Bへ機種更新を開始する旨の説明がありましたとのことでございます。

機種更新の概要については、本年10月以降に、岩国飛行場のFA-18ホーネット2部隊のうち、1部隊、約12機でございますが、これがF-35B、約16機へ段階的に機種更新され、このFA-18ホーネット部隊は、さらに今度は米軍の部隊交代計画を踏まえて、米本土のほうへ移駐するとのことでございます。

ただし、新型コロナウイルス感染症の関係で、機種更新の開始時期や終了する時期、または、FA-18ホーネット部隊の米本土への移駐時期等については、現在、米側内部で調整中とのことであります。

国からは、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、このF-35Bへの機種更新は、日米同盟の抑止力を強化し、日本及びアジア太平洋地域の安全に寄与するものと考えており、このたびのF-35Bの機種更新については、前回――前回というのは平成29年でございますが、前回の機種更新と同様に米国のアジア太平洋地域重視政策の一環でありまして、日米同盟に対する米国のコミットメントを示すもので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたしますとの説明でございました。

国からの説明に対しまして、知事、県議会議長それぞれの立場から、基地周辺住民に騒音や安

全性への不安が生じることが懸念され、基地周辺住民の生活環境への影響を把握するため、配備機数やその運用、予測コンターの作成等を示すように、国に対し強く要望等を申し上げていただき、後日、県と関係市町の連名で文書でも照会をかけるというところになっておるところでございます。

私からは、空母艦載機の移駐後、騒音が増加した地域もあり、今回の機種更新に伴う騒音の変動がどのようなものであるかが大変重要と考えており、国において、町民の方々の不安や懸念について十分理解していただき、飛行ルートなどの情報提供について依頼するとともに、機種更新に伴い、これ以上の騒音が増加しないよう、しっかりと対応するよう強く要望いたしました。

今回、機種更新に伴う予測コンターなど詳細な資料が提示されておらず、町民の方々への生活環境にどのように影響するのかが不明であり、町としての意向を申し上げることはできませんが、近日中に国から回答書及び詳細な資料が示されることから、その資料等を考察するとともに、関係市町の動向も確認しつつ、町として適切に判断し対応したいと考えており、改めて本町の方針については議員各位に御報告したいと考えておりますので御理解を賜りますようお願いいたします。

米軍岩国基地における新型コロナウイルス感染者についてでございます。

既に新聞やテレビ等で報道されておりますが、7月13日に新型コロナウイルスが岩国基地内に存在し、該当する複数名が、羽田空港への到着時にウイルス検査を受けて、当日錦帯橋空港に到着、直ちに外出制限措置に入り、該当する人物が基地内で立ち寄った場所の追跡や消毒を実施しているとの情報提供がありました。

その後、感染者3人の行動が判明し、この3人は羽田空港に入国後、レンタカーを使用すると虚偽の申告を行い、実際には民間機で錦帯橋空港に移動したとのことであります。

国内では新型コロナウイルス感染拡大防止に懸命に取り組んでいる中、このような虚偽の申告を行ったことは信じられないことであり、大変許しがたい事案であると考えております。

7月15日には、山口県と基地がある岩国市の連名で、米軍岩国基地及び防衛省岩国防衛事務所に対し、再発防止の徹底、今回の行為に対し厳格な処分を行う等の要請をしており、山口県、本町をはじめ関係市町で構成する山口県基地関係市町連絡協議会からも、国に対しまして今回の件も含め、新型コロナウイルス感染拡大の防止などの要望書を提出したところでございます。

その後も8月に入り新たに3人の新型コロナウイルスの陽性患者が米軍岩国基地内で確認されておりますが、当該患者は、いずれも米軍のチャーター機で岩国基地に到着し、在日米軍の方針に基づき、直ちに外出制限下に置かれ、到着以降に接触に至った人物はなく、新型コロナウイルス感染が拡大する可能性は低い状況であるとのことであります。

以上のとおり、米軍岩国基地関連事項は、今後も継続して報告してまいりたいと思います。

次、4件目でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応等について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症関連の情報につきましては、新聞、テレビ等で連日報道されておりますが、本日までに周防大島町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を計13回開催し、感染症予防対策、陽性者が確認された場合の対応方針、町独自の経済対策、町立学校、公共施設等への対応など、新型コロナウイルス感染症に関する様々な対応策等についての協議を行ってまいりました。

山口県においては、9月1日現在、170例目が発表され、感染症が増加している状況であり、特に県央において多くの感染症患者が出ていると報告されております。

現在、本町においては、新型コロナウイルス感染者は発生しておりませんが、予断を許さない状況にあることは間違いなく考えております。

本町といたしましては、感染症対策として、3つの密の徹底的な回避、マスクの着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の徹底、また新しい生活様式を踏まえた日常生活の定着を町民の皆様に周知をしております。

先の定例会でも、新型コロナウイルス感染症対策や新型コロナウイルスによって影響を受けておられる方々や事業者への支援を盛り込んだ補正予算の可決を賜りましたが、今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染対策関連の補正予算を計上させていただいておりますので、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

非常に厳しい財政状況ではございますが、できる限り感染対策や支援策を検討していくとともに、引き続き町民の健康と安全を守ることを最優先として、町民と一丸となって、本町において新型コロナウイルスを発生させないための対策等を講じてまいりますので、議員各位におかれましても引き続き御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

最後に――あ、すいません、最後じゃない。最後にちゅうのは今の項目の説明の最後なんですが、特別定額給付金事業で、いわゆる10万円給付の事業でございますが、本町での給付状況につきましては、8月13日で申請を締め切っておりますが、申請件数は8,940件、率にいたしますと99.68%となっております、申請人数ですね、人数のほうで言いますと1万5,521人、率にいたしますと99.79%となっておりますので御報告を申し上げます。

5件目は、令和元年度決算の状況並びに財政健全化判断比率等について御報告いたします。

令和元年度決算につきましては、5月末日に出納を閉鎖し、その後、監査委員による決算審査を経て、8月25日に厳しくも適切なる決算審査による意見書を頂いたところであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和元年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告書をお手元に配付いたしております。

また、監査委員の意見書につきましては、別途お配りしているとおりであります。

それでは、まず決算の状況でございますが、一般会計の実質収支は4億91万2,000円の黒字となっております、これに昨年度の実質収支の差引きを行いました単年度収支におきましても1億8,575万4,000円の黒字となっております。

さらに単年度収支に財政調整基金への積立てを加えました実質単年度収支につきましても、2億9,550万6,000円の黒字決算となっております。

公営企業特別会計を除く特別会計におきましては、黒字もしくは収支ゼロの決算となっております。

令和元年度決算に係る財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額はなく、実質公債費比率においては11.7%でありまして、将来負担比率は51.2%となっております。いずれの数値も早期健全化基準を下回っているところであります。

また、全ての特別会計におきましても、資金不足は生じていない状況にありまして、周防大島町の財政状況につきましては、厳しい状況にはあるものの、財政の健全性は保たれていると判断されているところであります。

財政分析指数につきましては、合併時から大幅に改善が図られてきたところではあります。交付税への依存度が非常に高い本町にとって、普通交付税の算定において、合併による特例措置が終了したことや人口減少による普通交付税の減額は避けて通れない状況にありまして、今後一層行政改革を進めるとともに、慎重なる財政運営が求められております。

監査委員さんのほうからも、示唆に富んだ御指摘を多く頂いております。その一つが、将来負担比率の問題であります。要因としては、標準財政規模がどんどん縮小してきているということですが、一方、起債発行額の増高が一つの要因となっております。

特徴的なものは2か年で合併特例債による地方振興基金10億円の造成があります。基金造成でありながら財政調整基金のように将来負担比率を押し下げる効果がなく、合併特例債の一部が将来負担比率を押し上げるということとなります。しかし、将来きっと地方振興に役立つことができると考えての基金造成であります。将来役立つと思つての10億円の基金造成であります。

また、経常収支比率が高いにもかかわらず、換言すれば、言い換えれば一般財源が不足しているにもかかわらず、合併特例債や過疎債など有利な起債ではあるものの、町債の発行でハード・ソフト事業がある程度自由にできる周防大島町の財政体制が財政規律を緩め、それがボディーブローとなってきていると反省しているところであります。

今後は有利な起債であっても、事業の取捨選択を厳しく行うことが必要であり、起債発行額を起債償還額の50%に抑え込むぐらいの厳しい対応が必要となっていると感じているところでござ

ざいます。

私の勘だけで申し上げますと、勘だけで言ってしまえば予算総額を100億円から120億円に早急に圧縮しなければならないような状況になっているのではないかと考えておりますし、できるだけ標準財政規模に近づけることが必要であります。

再編交付金のように後年度に債務が残らない100%の交付金は積極的に活用し、住民サービスの向上につなげるべきと思いますが、残念ながら再編交付金は令和3年度で終期を迎えます。先日も国に対し強力に要望、要請をしまいましたが、令和4年度からの新たな交付金の増額に期待をしていきたいと考えているところでございます。

このような点からも、現実の財政状況をしっかりと受け止め、財政規模の縮小とか、またはさらなる行財政改革への取組が重要であると考えているところでございます。

次に、6件目でございますが、病院再編計画の進捗と今年度の経営状況についてであります。

令和2年4月から病院事業局の改革がスタートし、まず橋病院を17床削減し、19床の橋医院に転換いたしました。

また、東和病院では114床、114ベッドを15床削減し、99床といたしております。

現在は、来年4月介護老人保健施設やすらぎ苑を廃止し、新たに介護医療院の開設に向けて準備を進めているところであります。

新型コロナウイルス感染拡大に備え、病院事業局におきましても感染拡大防止策の徹底と医療提供体制の確保に取り組んでおります。5月の臨時議会で御報告いたしましたが、県の協力要請を受けまして、東和病院が新型コロナウイルス感染症患者受入れの入院協力医療機関となっております。

周防大島町内では新型コロナウイルス感染症は発生しておりませんが、感染回避の受診控えにより外来、入院ともに患者数が激減しておりまして、再編計画の損益との大きな乖離が生じておりますことに対しまして、大変苦慮いたしております。現在の経営状況につきましては、本日の全員協議会で詳細な報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、行政報告を6件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、報告4件、諮問2件、同意1件、決算の認定に関するもの11件、専決処分の承認を求めることについて1件、補正予算に関するもの6件、条例の改正について5件、計画の変更に関するもの1件、動産の買入れ3件の合計34件であります。

報告第1号及び報告第2号は、損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

報告第3号は、工事の請負変更契約について、専決処分により処理したことを議会に報告する



もので、令和元年度油田漁港情本浦物揚場機能保全工事の請負変更契約についてであります。

報告第4号は、債権管理条例に基づき放棄した債権について、議会に報告するものであります。

諮問第1号及び諮問第2号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命についてであります。任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

認定第1号から認定第11号までの11件は、令和元年度の一般会計から渡船事業特別会計までの各会計の歳入歳出決算及び水道事業、病院事業局の各企業会計事業決算の認定について、お諮りするものであります。

一般会計の実質収支は4億91万2,000円の黒字となり、水道事業及び病院事業局企業会計を除く、その他の特別会計につきましても、黒字もしくは収支ゼロ決算となり、おかげをもちまして各会計とも順調に予算執行ができたものと思っております。

前年度に引き続き、平成30年7月豪雨災害の復旧工事や大島大橋への貨物船衝突事故に対する復興事業に多額の経費を要した中で、無事に決算の認定をお諮りできますことは、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力によるものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

各財政分析の指数につきましては、合併時との比較では大幅な改善は図られているものの、合併による特例措置の最終年度を迎え、縮減幅も大きくなったことなどの影響によりまして、一部指数に悪化の状況が見られることから、今後さらなる行財政改革への取組が必要と考えます。

監査委員の決算審査意見並びに主要な施策の成果を説明する書類を添えて、決算書をお配りしているところでありますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明を申し上げます。

議案第1号は、令和2年7月豪雨による応急復旧等に要する経費を措置するために、令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）であります。

既定の予算に16億5,871万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を176億2,214万8,000円とするものであります。

議案第3号は、令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に7,892万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を30億951万1,000円とするものであります。

議案第4号は、令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につい

てであります。

既定の予算に25万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億7,650万2,000円とするものであります。

議案第5号は、令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保険事業勘定の既定の予算に1億8,085万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を36億3,808万2,000円とするものであります。

議案第6号は、令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第7号は、令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第8号周防大島町スクールバス条例の一部改正については、中学校統合に係るスクールバス路線の再編と、防長交通株式会社の油田・平野間の運行廃止に伴い、一般の方も乗車ができる混乗型スクールバスの新設により、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、周防大島町公民館条例の一部改正については、昭和41年に竣工し、築54年が経過し、老朽化した東和公民館の解体に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する国の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第11号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化にあたり、条例を定める際に従うべき基準となる内閣府令、特定教育・保育の施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第12号は、周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化にあたり、子ども・子育て支援法の一部が改正され、同法で使用する用語が変更されたことに伴い、用語の整理を行うものであります。

議案第13号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更については、介護老人保健施設やすらぎ苑の令和3年4月1日から介護医療院への転換に伴う介護老人保健施設の追加と、橋病院の診療所への転換に伴い、診療所を追加するものであります。

議案第14号、議案第15号、議案第16号は、動産の買入れについてであります。

議案第14号は可搬消防ポンプを、議案第15号はスクールバス、油田森野線のスクールバスを、議案第16号は町立小中学校情報機器端末をそれぞれ買入れるにあたり、議会の御議決をお願いするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、米海兵隊岩国飛行場所属機2機の空中接触による墜落事故に関する再調査結果の概要を、お手元に配付いたしておりますので、御高覧賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに議案の説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

---

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）から、日程第8、報告第4号放棄した債権の報告について（公営住宅使用料・学校給食収入・水道料金）の執行部の報告を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） それでは、報告第1号から報告第3号の専決処分の報告について及び報告第4号の放棄した債権の報告について補足説明を申し上げます。

報告第1号及び報告第2号は、損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告であります。

報告第1号は、令和2年2月25日に、周防大島町大字小松地内、周防大島町役場大島庁舎前交差点において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、6月26日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、周防大島町役場大島庁舎前交差点にて、交差点に直進にて進入した際、右側から直進してきた相手車両に衝突されたものでございます。

なお、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が60対40であることを確認し、町が相手方へ19万2,000円を賠償したものでございます。損害賠償の額は既に一般財団法人全国自治協会から6月30日に全額支払われましたので、併せて御報告させていただ

きます。

次の報告第2号は、令和2年4月24日に、周防大島町大字西屋代1604番地地内において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、7月31日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、周防大島町大字西屋代1604番地地内にて、ごみ収集業務のため塵芥車を後退させた際、目測を誤り、相手方所有の住宅の塀に衝突させたものでございます。

なお、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認し、町が相手方へ16万2,800円を賠償したものでございます。損害賠償の額は既に一般財団法人全国自治協会から8月4日に全額支払われましたので、併せて御報告させていただきます。

報告第3号は、変更契約についての専決処分の報告でございます。

報告第3号は、令和元年度油田漁港情本浦物揚場機能保全工事の変更契約についてであります。

令和元年度油田漁港情本浦物揚場機能保全工事につきましては、令和元年6月19日にユタカ産業株式会社と仮契約を締結し、同年第2回の定例会において御議決を賜り、6月24日に本契約とし工事を施工いたしました。

このたび、大口径ボーリング工からダウン・ザ・ホールハンマ工への工法変更、資機材の運搬及び燃料の輸送による往復曳航費の回数の増加等により変更が生じました。

つきましては、原契約7,187万8,884円に、483万2,916円増額した7,671万1,800円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、7月15日に専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第4号は、放棄した債権について御報告するものでございます。

議案つづりの10ページをお願いいたします。

次の債権に係る放棄の適否について、去る令和2年1月9日に周防大島町債権管理条例施行規則第6条の規定に基づき設置した周防大島町債権管理審査会で審査し、承認を受け、債権放棄しましたので、周防大島町債権管理条例第8条の規定により御報告いたします。

その内訳につきましては、一般会計における公営住宅使用料の滞納繰越分のうち、周防大島町債権管理条例第7条第1号に該当する8件、債権額231万3,100円、学校給食収入のうち、条例第7条第1号に該当する1件、債権額6万9,550円、水道事業特別会計における水道料金未収金のうち、条例第7条第1号・2号及び4号に該当する20件、債権額190万5,196円の合わせて29件、債権額428万7,846円でございます。

以上、報告第1号から報告第4号までの補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

### 日程第9. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員であります鍵本一和氏の任期が令和2年12月31日をもって満了することに伴う後任候補者推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、福祉をはじめ地域に携わる行政者として長年の経験を有しておられ、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの迎智可志氏を推薦いたしたいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議頂きますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、迎智可志氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦は、迎智可志氏を適任とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

### 日程第10. 諮問第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、現人権擁護委員であります西村利雄氏の任期が令和2年12月31日をもって満了することに伴う後任候補者推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、教育者としての長年の経験を有し、人格、識見とも高く、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの舛重いずみ氏を推薦いたしたいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） お諮りいたします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、舛重いずみ氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦は、舛重いずみ氏を適任とすることに決定しました。

---

#### 日程第11. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本町教育委員会委員のうち、長尾恵子氏が、11月26日をもって任期満了となります。長尾氏は、平成24年11月27日に教育委員会委員として御就任を頂き、平成30年11月27日から2年間、教育長職務代理者として学校教育や社会教育の進展、学校統合や学校施設の耐震化の推進、学校の空調設備の整備など、本町教育行政向上発展のために多大な御尽力を頂いたところであります。ここに御在任中の御労苦に心から感謝をいたしますとともに、その御功績に対し深く敬意を表し、併せて今後益々の御健勝と御活躍を心より御祈念申し上げるものであります。

さて、後任の教育委員の任命を要するものでありますが、私といたしましては、子育て世代の真っ只中で、現在、小学校のPTA副会長や学校運営協議会委員として活躍されるなど、教育に関しての識見を有しておられる柏谷淳氏が最適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会にお諮りをする次第であります。

教育委員会におきましては、児童・生徒の学力の向上や体位・体力の向上、学校規模の適正化、

社会教育の推進など多くの課題解決のため、柏谷氏の教育委員としての手腕に大きく期待をしているところであります。

なお、柏谷氏の経歴につきましては、添付の関係資料のとおりであります。柏谷氏は、小学生と中学生の保護者であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に規定する保護者委員としての役割も期待をしているところであります。

議員各位におかれましては、柏谷淳氏の教育委員任命につきまして御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号、柏谷淳氏を周防大島町教育委員会委員に任命することにつき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、柏谷淳氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意することに決定しました。

---

日程第12. 認定第1号

日程第13. 認定第2号

日程第14. 認定第3号

日程第15. 認定第4号

日程第16. 認定第5号

日程第17. 認定第6号

日程第18. 認定第7号

日程第19. 認定第8号

日程第20. 認定第9号

日程第21. 認定第10号

日程第22. 認定第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第11号令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認

定についてまでの11議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。重富会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（重富 孝雄君） 令和元年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計の決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の9ページをお願いいたします。

歳入の合計額につきましては、予算現額155億1,879万6,000円、調定額155億1,688万4,272円に対しまして、収入済額は150億5,996万6,867円で、調定額に対する収入率は97.06%となっております。

不納欠損額1,464万4,545円につきましては、7ページの1款町税1項町民税の428万4,072円で、個人、滞納繰越76人、法人、滞納繰越1社、2項固定資産税は757万2,023円で、現年2人、滞納繰越309人、3項軽自動車税は40万5,800円で、現年1人、滞納繰越95人、8ページの13款使用料及び手数料1項使用料の231万3,100円は住宅使用料で、滞納繰越8人、20款諸収入4項雑入の6万9,550円は、学校給食収入で滞納繰越1人となっております。

収入未済額のうち、事業の繰越に伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額の主なものにつきましては、7ページの1款町税1項町民税の2,641万503円は、個人、現年133人、滞納繰越316人、法人、現年4社、滞納繰越5社、2項固定資産税の6,202万4,956円は、現年361人、滞納繰越882人、3項軽自動車税の404万5,300円は、現年137人、滞納繰越316人となっております。

8ページの12款分担金及び負担金2項負担金の199万8,270円は、保育料で現年1人、滞納繰越14人、13款使用料及び手数料1項使用料の5,794万2,283円のうち、5,762万6,283円は住宅使用料で現年35人、滞納繰越468人となっております。

7ページの1款町税1項町民税の収入済額5億3,468万1,981円には、還付が済んでいない額、以降還付未済額と言いますが、9,269円含まれておりますので、町民税の収入未済額の実数といたしましては、2,641万503円に9,269円を加算した2,641万9,772円となります。



同じく、1款町税2項固定資産税の収入済額6億6,994万1,738円につきましても、還付未済額5万5,400円が含まれていますので、収入未済額の実数といたしましては、6,202万4,956円に5万5,400円を加算した6,208万356円となります。

また、1款町税3項軽自動車税の収入未済額は404万5,300円となっております。

この還付未済額につきましては、77ページの事項別明細書の備考欄に記載をいたしております。

11ページをお願いいたします。

歳出の予算現額155億1,879万6,000円に対しまして、支出済額は144億5,760万8,879円で、執行率は93.16%となっております。

翌年度繰越額の4億7,998万1,000円につきましては、6月の定例議会において御報告しております令和元年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

歳入歳出差引残額は6億235万7,988円となっております、平成30年度決算と比較して25.84%の増となっております。この増額の主な要因といたしましては、前年度決算において、豪雨災害並びに大島大橋への貨物船衝突事故に多額の経費を要した影響によるもの、また、令和元年度において、普通交付税が水道事業の高料金対策に関する錯誤分が算入されたことによる歳入の増額等の影響となっております。

不用額につきましては、5億8,120万6,121円となっており、平成30年度決算と比較して19.3%の増となっております。

以上で一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、77ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

また、以後の各会計の事項別明細書につきましても、説明の都度併せて御参照くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入の予算現額32億2,095万4,000円、調定額33億8,162万8,900円に対しまして、収入済額は32億4,628万2,330円で、調定額に対する収入率は96.00%となっております。

不納欠損額は、国民健康保険税の1,322万7,151円で、滞納繰越156人、また、収入未済額は国民健康保険税が1億2,112万5,808円で、現年216人、滞納繰越636人となっておりますが、収入未済額の実数といたしましては、事項別明細書297ページの備考欄の

還付未済額1万6,300円を加算した1億2,114万2,108円となっております。

雑入の99万3,611円は、返納金で、現年度分5人、過年度分1人となっております。

20ページをお願いいたします。

歳出の予算現額32億2,095万4,000円に対しまして、支出済額は31億6,735万3,198円で、執行率は98.34%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は5,360万802円、歳入歳出差引残額は7,892万9,132円の決算となっております。

令和元年度末の国保加入状況につきましては、加入世帯数は3,240世帯、被保険者数は4,821人、世帯加入率は36.3%、被保険者加入率は31.0%で、1人当たりの医療費は51万7,029円となっております。

続きまして、認定第3号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入の予算現額は4億3,721万1,000円、調定額4億3,547万1,106円に対しまして収入済額は4億3,498万5,586円で、調定額に対する収入率は99.89%となっております。

不納欠損額は、後期高齢者医療保険料の21万7,050円で、滞納繰越3人となっております。

また、収入未済額は後期高齢者医療保険料で26万8,470円、現年18人、滞納繰越8人となっておりますが、収入未済額の実数といたしましては、事項別明細書313ページ備考欄の還付未済額54万2,144円を加算した81万614円となっております。

26ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億3,721万1,000円に対しまして、支出済額は4億3,472万6,098円で、執行率は99.43%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は248万4,902円、歳入歳出差引残額は25万9,488円となっております。

令和元年度末における後期高齢者医療保険の被保険者数は5,065人で、1人当たりの医療費は96万9,284円となっております。

続きまして、認定第4号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

33ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入の予算現額35億2,622万7,000円、調定額35億4,078万

4,037円に対しまして、収入済額は35億3,602万8,146円で、収入率は99.87%となっております。

不納欠損額の157万6,910円は介護保険料で、滞納繰越51人、収入未済額の317万8,981円も同じく介護保険料で現年75人、滞納繰越58人となっておりますが、収入未済額の実数といたしましては、事項別明細書323ページ備考欄の還付未済額139万8,450円を加算した457万7,431円となっております。

34ページをお願いいたします。

歳出の予算現額35億2,622万7,000円に対しまして、支出済額は33億5,417万4,431円で、執行率は95.12%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は1億7,205万2,569円、歳入歳出差引残額は1億8,185万3,715円となっております。

39ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定であります。歳入の予算現額は810万9,000円で、調定額、収入済額はいずれも同額の795万7,412円、収入率は100%となっております。

40ページをお願いいたします。

歳出の予算現額810万9,000円に対しまして、支出済額は795万7,412円で、執行率は98.13%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は15万1,588円、歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

なお、令和元年度末の第1号被保険者数は8,402人で、認定者数は1,982人となっております。

続きまして、認定第5号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

45ページをお願いいたします。

歳入の予算現額5億5,828万9,000円、調定額5億5,571万5,978円に対しまして、収入済額は5億4,927万3,727円で、収入率は98.84%となっております。

県支出金、町債を除いた収入未済額121万7,541円は、2款使用料及び手数料1項使用料1目給水使用料で、現年5人、滞納繰越36人となっております。

46ページをお願いいたします。

歳出の予算現額5億5,828万9,000円に対しまして、支出済額は5億4,916万737円で、執行率は98.36%でございます。

翌年度繰越額の533万7,000円につきましては、6月の定例議会において御報告してお

ります令和元年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

不用額につきましては379万1,263円となっており、歳入歳出差引残額は11万3,000円の決算となっております。

なお、給水人口は216人、普及率は99.07%となっております。

続きまして、認定第6号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

51ページをお願いいたします。

歳入の予算現額17億6,005万5,000円、調定額16億8,103万1,874円に対しまして、収入済額は16億2,301万8,493円で、収入率は96.55%となっております。

不納欠損額は19万642円で、分担金の6万8,300円は滞納繰越3人、使用料の12万2,342円は滞納繰越11人となっております。

国庫支出金、町債を除いた収入未済額212万2,739円につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金では、受益者の分担金が16万9,800円で、滞納繰越8人、2款使用料及び手数料1項使用料が195万2,939円で、現年40人、滞納繰越65人となっております。

52ページをお願いいたします。

歳出の予算現額17億6,005万5,000円に対しまして、支出済額は16億801万9,105円で、執行率は91.36%となっております。

翌年度繰越額の5,571万円につきましては、6月の定例議会において御報告しております令和元年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

不用額につきましては9,632万5,895円となっており、歳入歳出差引残額は1,499万9,388円の決算となっております。

なお、下水道事業特別会計につきましては、令和2年度より企業会計へ移行しており、歳入歳出差引残高も企業会計に引き継いでおります。

また、令和元年度末の町全体の下水道普及率は37.3%で、汚水処理人口普及率は61.7%となっております。

続きまして、認定第7号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

57ページをお願いいたします。

歳入の予算現額2億9,125万円、調定額2億8,791万6,366円に対しまして、収入済額は2億8,667万2,898円で、収入率は99.57%となっております。

不納欠損額は使用料の2万2,276円で、滞納繰越3人となっております。

収入未済額122万1,192円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金で

は受益者の分担金が4万4,800円で、現年1人、滞納繰越1人、2款使用料及び手数料1項使用料の農業集落排水使用料が117万6,392円で、現年29人、滞納繰越45人となっております。

58ページをお願いいたします。

歳出の予算現額2億9,125万円に対しまして、支出済額は2億6,604万7,750円で、執行率は91.35%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は2,520万2,250円、歳入歳出差引残額は2,062万5,148円の決算となっております。

なお、農業集落排水事業特別会計につきましても、令和2年度より企業会計へ移行しており、歳入歳出差引残高も企業会計へ引き継いでおります。

続きまして、認定第8号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

63ページをお願いいたします。

歳入の予算現額4,335万3,000円、調定額4,209万4,389円に対しまして、収入済額は4,150万2,894円で、収入率は98.59%となっております。

不納欠損額は、使用料の2万5,266円で滞納繰越2人、収入未済額は、1款使用料及び手数料1項使用料の56万6,229円で、現年2人、滞納繰越14人となっております。

64ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4,335万3,000円に対しまして、支出済額は3,783万5,323円で、執行率は87.27%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は551万7,677円、歳入歳出差引残額は366万7,571円の決算となっております。

なお、漁業集落排水事業特別会計につきましても、令和2年度より企業会計へ移行しており、歳入歳出差引残高も企業会計に引き継いでおります。

続きまして、認定第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

69ページをお願いいたします。

歳入の予算現額8,240万6,000円に対しまして、調定額、収入済額はいずれも同額の7,829万9,247円で、収入率は100%、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円となっております。

70ページをお願いいたします。

歳出の予算現額8,240万6,000円に対しまして、支出済額は7,829万9,247円で、

執行率は95.02%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は410万6,753円、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は、千円で記載をいたしております。

395ページをお願いいたします。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額150億5,996万7,000円、歳出総額144億5,760万9,000円、歳入歳出差引額は6億235万8,000円となり、そのうち翌年度に繰り越すべき財源2億144万6,000円を差し引いた実質収支額は4億91万2,000円で決算をいたしております。

396ページは、国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額32億4,628万2,000円、歳出総額31億6,735万3,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の7,892万9,000円となっております。

397ページは、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億3,498万6,000円、歳出総額4億3,472万6,000円、歳入歳出差引額は25万9,000円で、実質収支額も同額となっております。

398ページ、399ページは、介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

398ページの保険事業勘定であります。歳入総額35億3,602万8,000円、歳出総額33億5,417万4,000円、歳入歳出差引額は1億8,185万4,000円で、実質収支額も同額となっております。

また、399ページの介護サービス事業勘定であります。歳入総額、歳出総額は同額の795万7,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

400ページは、簡易水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5億4,927万4,000円、歳出総額5億4,916万1,000円、歳入歳出差引額並びに繰越明許費繰越額はいずれも11万3,000円で、実質収支額はゼロ円となっております。

401ページは、下水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額16億2,301万8,000円、歳出総額16億801万9,000円、歳入歳出差引額は1,499万9,000円となり、そのうち翌年度に繰り越すべき財源1万円を差し引いた実質収支額は1,498万9,000円で決算をいたしております。

402ページは、農業集落排水事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億8,667万3,000円、歳出総額2億6,604万8,000円、歳入歳出差引額は2,062万5,000円で、実質収支額も同額となっております。

403ページは、漁業集落排水事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4,150万3,000円、歳出総額3,783万5,000円、歳入歳出差引額は366万8,000円で、実質収支額も同額となっております。

404ページは、渡船事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の7,829万9,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。この調書につきましては、今年度移動のあった主な部分について説明をさせていただきます。

407ページをお願いいたします。

1、公有財産の、(1)土地及び建物のうち土地につきましては、公営住宅等では、若者定住促進住宅用地の取得、その他の施設では、主に大島歴史民俗資料館用地の普通財産への区分替え、普通財産では、主に大島歴史民俗資料館用地を行政財産から区分替えにより県に売却及び西方旧教職員住宅の売却により、合計で636.03平方メートルの減となっております。

建物につきましては、木造の公営住宅等では、若者定住促進住宅4棟の建設、その他の施設では、主に家房公衆トイレや道の駅サザンセットとうわ倉庫の建設、普通財産では、西方旧教職員住宅の売却により、合計で510.66平方メートルの増となっております。

非木造のその他の施設では、主に大島歴史民俗資料館の売却により、合計で856平方メートルの減となっております。

木造・非木造を合わせた延べ面積では345.34平方メートルの減となっております。

408ページをお願いいたします。

(2)山林から(5)の有価証券につきましては、移動はございません。

409ページをお願いいたします。

(6)出資による権利ですが、柳井地域広域水道企業団へ20万4,000円の出資を行い、年度末現在高は50億2,226万4,000円となっております。

410ページの山口県東部森林組合出資金の1万5,000円の増は、配当金となっております。

411ページをお願いいたします。

2の物品につきましては、普通自動車が2台減、412ページ、可動式青果台が1台増、広幅デジタルカラー複合機が1台増、棺・炉内台車兼用運搬車が1台増、413ページ、蒸気ボイラーが1台増、415ページ、棺運搬車が1台減、自動殺菌ソフトクリームサーバーが1台増、

折り畳み式アルミステージが1台増となっております。

416ページをお願いいたします。

3の基金であります、(1) 財政調整基金は、利息並びに積立てと取り崩しにより5,317万8,000円の減で、年度末現在高は59億15万9,000円となっております。

(2) の減債基金は、利息と積立てにより19万9,000円の増で、年度末現在高は6億5,859万1,000円となっております。

(3) の県収入証紙購入基金は変更ございません。

(4) の奨学資金貸付基金の2,000円の増は利息で、年度末現在高は1,000万6,000円となっております。

(5) の福祉振興基金は8万5,000円の増は利息で、年度末現在高は2億8,122万8,000円となっております。

417ページ、(6) の国民健康保険基金は、利息と積立てにより4,053万2,000円の増となっており、年度末現在高は2億4,480万2,000円となっております。

(7) の介護給付費準備基金は、利息並びに積立てと取り崩しにより4,144万3,000円の増となっており、年度末現在高は1億3,364万7,000円となっております。

(8) のまち・ひと・しごと創生基金は、利息の積立てと取り崩しにより5,226万1,000円の減となっており、年度末現在高は1億4,660万2,000円となっております。

(9) の土地開発基金につきましては、土地の面積は8,740.81平方メートルで、年度末現在高は1億9,714万8,000円となっております。

また、現金は2万2,000円の増で、土地と合わせた年度末現在高は2億7,085万4,000円となっております。

418ページ、(10) の中山間ふるさと水と土保全対策基金は増減なく、年度末現在高は3,113万1,000円となっております。

(11) の周防大島高等学校通学支援費給付基金につきましては、利息の積立てと取り崩しにより278万7,000円の減で、年度末現在高は2,718万5,000円となっております。

(12) のちびっ子医療費助成事業基金は、利息並びに積立てと取り崩しにより2,717万4,000円の増で、年度末現在高は1億1,942万6,000円となっております。

(13) の観光振興事業助成基金は、利息並びに積立てと取り崩しにより2,213万6,000円の増で、年度末現在高は6,498万円となっております。

(14) の福祉医療費一部負担金助成事業基金は、利息と取り崩しにより1,069万9,000円の減で、年度末現在高は5,282万1,000円となっております。

419ページ、(15) のふるさと応援基金は、利息並びに積立てと取り崩しにより1,340万



9,000円の増で、年度末現在高は8,293万3,000円となっております。

(16)のCATV加入促進事業基金は、利息の積立てと取り崩しにより125万8,000円の減で、年度末現在高は2,224万8,000円となっております。

(17)の外国語活動推進事業基金につきましては、利息の積立てと取り崩しにより793万9,000円の減で、年度末現在高は3,205万2,000円となっております。

(18)の医療確保対策事業基金につきましては、利息並びに同額の積立てと取り崩しにより8,000円の増で、年度末現在高は2,401万5,000円となっております。

(19)の合併地域振興基金につきましては、利息と積立てにより年度末現在高は10億5万円となっております。

420ページ、(20)の森林環境整備基金につきましては、新たに基金を積み立て、年度末現在高は270万円となっております。

以上で、認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算付属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、慎重なる御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(荒川 政義君) ちょっと暫時休憩します。

午前11時23分休憩

.....

午前11時24分再開

○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。(発言する者あり)あ、ごめん、ごめんね。重富会計管理者。

○会計管理者兼会計課長(重富 孝雄君) 申し訳ありません。先ほどちょっと言い間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

45ページ、認定第5号のところでございますが、収入済額5億4,927万3,737円のところを5億4,927万3,727円と言い間違えてしまいました。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長(荒川 政義君) すいません、伊藤環境生活部長。

○環境生活部長(伊藤 和也君) それでは、認定第10号令和元年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明をいたします。

お手元の令和元年度周防大島町水道事業特別会計決算書類の5ページ、水道事業決算報告書を

お聞き願います。

まず、収益的収入及び支出の決算額ですが、収入合計8億7,253万5,808円に対しまして、支出合計8億735万7,682円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計700万円に対しまして、支出合計1億8,186万190円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,486万190円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19万9,520円、過年度分損益勘定留保資金7,109万4,760円及び当年度分損益勘定留保資金1億356万5,910円で補填しました。

次に、財務諸表について御説明申し上げます。

まず、7ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは、令和元年度の経営成績を表すものでございますが、営業収支では3億5,777万566円の損失となり、営業外収支では4億1,842万3,541円の利益となり、特別利益432万4,300円を加えた当年度純利益は6,497万7,275円となりました。

次に、9ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

前年度の未処分利益剰余金が3,560万6,927円ありますので、当年度純利益6,497万7,275円を加算し、利益剰余金の当年度末残高は1億58万4,202円となりました。

次に、11ページの剰余金処分計算書ですが、剰余金の処分はありません。

次に、13ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、令和2年3月31日時点の財政状況を表しております。同ページ最下段の資産合計は43億6,413万2,391円で、14ページの負債合計は28億2,990万362円、15ページの資本金合計は、14億3,364万7,827円であります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、16ページ以降に事業報告書、それから決算に関する説明書における注記、それからキャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付しております。

引き続き未収金の抑制と効率的な事業運営による経営改善を行うとともに、安定的な給水に努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第10号令和元年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ御慎重なる御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続いて、補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 認定第11号令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

お手元の令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算書類5ページの決算報告書をお開きください。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計49億5,773万9,446円に對しまして、6ページの支出合計は51億5,688万8,238円の決算となりました。

次に、7ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計9億7,020万円に對しまして、8ページの支出合計は9億2,654万2,696円の決算となりました。

次に、財務諸表につきまして御説明申し上げます。

まず、11ページをお開きください。損益計算書について御説明申し上げます。

これは、令和元年度の経営状況を表すものでございますが、医業収支では15億5,442万3,652円の医業損失、医業外収支では12億7,481万7,715円の医業外利益となり、特別利益1,337万457円、特別損失120万円を合わせた当年度純利益は2億6,743万5,480円の赤字となりました。

なお、現金支出を伴わない費用であります減価償却費4億6,631万3,834円、資産減耗費1,852万8,990円を合わせた4億8,484万2,824円を除きますと2億1,740万7,344円の黒字となります。

次に、13ページの剰余金計算書であります。未処分利益剰余金につきましては令和元年度欠損金2億6,743万5,480円を計上し、利益剰余金の年度末残高がマイナス24億5,344万1,890円となりました。

次に15ページの欠損金処理計算書につきましては、処分はありません。

次に、17ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、令和2年3月31日時点の財政状況を表しております。18ページの資産合計は146億6,146万764円、19ページの負債合計は114億4,126万4,824円、20ページの資本合計は32億2,019万5,940円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして、22ページ以降に事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、注記を添付しております。

令和元年度決算は、平成30年度と比べ入院収益が大きく減少したものの、外来収益の増加、地域医療確保対策事業に対する過疎対策事業債（ソフト事業分）の計上方法変更による他会計補助金の増加、基金運用益の増加等があり、収益は8,094万1,471円の増収となりました。

費用は職員数減少等による給与費の減、患者数減少に伴う材料費の減、投資抑制による減価償

却費の減、平成26年度より5年間にわたり計上した退職給付引当金の終了による特別損失の減等により2億4,301万6,217円の減少となり、収支は2億6,743万5,480円の赤字となりましたが、昨年度からは3億2,395万7,688円改善しました。

病院では橘病院、大島病院において他会計補助金の増加による収益の増加、給与費・特別損失等費用の減少により、昨年度に比べ収支の改善となりました。特に大島病院では入院管理料の類上げによる入院収益の増加の影響で黒字転換となりました。一方で東和病院は入院・外来患者数が大きく減少した影響により収益が大きく減少し、前年度に比べ収支が悪化しました。

介護老人保健施設2施設につきましては、平成30年度決算において大島大橋貨物船衝突事故の影響で事業収益が落ち込んでいたことと、令和元年度特別損失が減少したこと等により、2施設とも前年度に比べ収支は改善しましたが、赤字は継続しております。

大島看護専門学校は学生数が減少したものの、普通交付税の増により他会計補助金の増加、特別損失の減少等により前年度に比べ利益が増加し、令和元年度も平成30年度に引き続き黒字となりました。

以上のように、令和元年度決算は前年度に比べ改善はしておりますが、策定した再編計画と比較すると、患者数が計画値に及ばず経営の基盤となる事業収益が計画額に達していないなど課題があります。

第2期再編計画の検討基準である預金を含む基金残高は38億6,817万1,331円となり計画値より2億2,378万3,331円上回っております。

今後も町民の皆さんに医療を提供し続けることができるよう、日々現状の把握に努め、計画との対比等細やかな情報分析を行い、さらなる経営改善に全力を挙げます。そして地域住民に親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう職員一丸となって努力してまいります。

以上、認定第11号令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いではございますが、認定案件については後ほど所管委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入ります。

一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

まず、歳入について質疑を行います。

なお、財産に関することもここでお願いをいたします。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 歳入というか、ちょっと全体的なことでお尋ねをいたします。

そもそも論になるんですが、成果報告書頂いておりますが、これが成果報告書としていろいろ個別の事業について記載がされております、るる記載がされておりますが、成果報告書でありますので、何をやったというその実績の列挙、羅列ではなくて、この予算を執行したことによって、どういう効果があったのか。

例えば目標があって予算をつけて、それに進捗度というんですかね、達成度というのがどれぐらいあるのかとか。例えば、細かい個別の事業で言えば、その予算を投入して、その事業を執行することで、どういうことが改善された。もちろん目的があって予算をつけて執行しているわけですから、どういうことが改善されたのか、どういうふうに町民の方の地域の生活が向上したのかというようなことをここに書かないと、成果報告として意味をなさないんじゃないかなど——意味をなさないというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが。

結局、何をやったかということとともに、それによってどういう成果が現れたか、効果が現れたかということを書かないといけないんじゃないかなど。私ら、この見るほうにしても、ただ、こういうことをやりましたという事業を羅列されたんでは、肝心な評価というんですか事業レビュー、それができないということになりますので。

具体的に言えば、この予算を立てるときに、予算書で幸せに暮らせるまちづくりの実現のために5つでしたかね、目標を設定され、それで予算を実行されているわけですから、大きな話で言えば、この幸せに暮らせるまちづくりを実現するその目標がどれぐらい達成できたのか、目標の達成に向けてどれぐらい進捗したのか、そういうことをまたもちろん1年じゃ限られますけど、例えば停滞したのか、成果が出なかったのかということ、やっぱりここに書かないと、次の年度の予算に反映できないということにもなりますので、そういったこの成果報告書とは別に、この御答弁でそういったところを具体的にお答えというか説明していただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 成果報告書の中の説明に対して、要するに予算執行によって何が改善されて、何が改善されなかったのかというような、個々個別のことをそれぞれ成果報告書の中に書き込むべきではないかという御質問ではないかというふうに思っております。

成果報告書の厚さを見ていただいたら分かりますように大変膨大なものがございますので、それらの全ての事業に対して、それを評価するか、しないかということなんですが。今までの成果報告書に倣って、どういう事業を実施しましたということを羅列したのが今の状況でございます。

ですから、それは行政評価というようなことを今、田中議員はおっしゃられておるのではないかと思います、ひとつひとつの事業に全て行政評価を加えて、それを成果報告書に載せていくということは、ちょっと今の決算の出納閉鎖からこの報告までの間に、全てのそれをやるというのは非常に困難なことではないかというふうに思っておりますし、国のほうの行政監査や、行政監察でもピックアップしてそれをやっておるというのが、この行政評価ではないかというふうに思っております。

成果報告書は非常にそれぞれの事業を詳細には——成果報告書と言うからあれですが、事業実施報告書と言ってもいいんじゃないかと思いますが、そういうことで、それら全てが改善されたのか、課題は何なのか、まだ進捗したのか、または進捗していないのか、停滞しておるのかというようなことを、ものが達成されたのかということを個別に全てに書き加えるというのは、ちょっと検討させていただきますが、非常に難しいんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

成果が出たのか出なかったのかということになりますと、ちょっと思いを申し上げさせていただきますと、155億1,800万円の歳出予算に対する執行率というものが約93%ということでございまして、町民の皆様にはぜひともこの予算を使って、予算を執行することによって幸せになっていただくための予算であったわけでございますから。そして、この予算自体が町民の代表である議会の皆様方の認定、議決を頂いて、そしてそれを、その予算をほぼ予定どおりに執行できたということからすれば、まずその目標達成はできておるという——大枠で、大枠では達成できているということではないかというふうに思います。

成果がないということになれば、それは予算を立てた執行部と、そしてまた予算を、それを議決を頂いたときに、これはもしかすると大して成果に結びつかない予算ではないかというときが、まず1つ目のチェックのかかる場面ではないかというふうに思います。

そのような——すいません、ちょっと息が苦しゅうなりまして。

そのような予算が例えば予算審議の中で、当然ながら否決ちゅう言葉は適当ではありませんが、修正するとかいうような場面も出てくるのではないかと思います、それを予算は議会とも協議しながら、議論しながら予算を議決頂き、その予算を執行するというところで、町民の幸せに結びつけるものだというふうに私たちは思っておりますので、まずこれをきちんとお認めを頂いた予算をきちんと執行することで、まず第1段階の目標がクリアしておるのではないかというふうに思っております。

もう一点、2点目ですが、予算と決算についてでございますが、予算の議決、そして決算の認定をいずれも議会の審議を経て、当然議会の皆さん方からも必要事業であって、執行することによって成果があるであろうということを期待するというところで議決を頂き、執行した決算であり

ます。その結果の報告が、その成果報告書という成果報告書であり、また決算書であるというふうに思っております。

私たち執行部とすれば、議決を頂いた予算をきちんと執行し、それを結果として出していく、それが今回の決算として提案し認定を求めているものであります。

もう一点、申し上げますと、成果報告とか説明書に記載のとおりでもありますが、個々にはなかなか、これは予算をきちんと執行はしたけれども課題は残っているなというようなことも、当然ある案件もあると思います。

その中で、例えば次年度にも計画をしておったが、今回の予算を執行し、決算を見たときに、次年度以降の予算を計上するか、またはそれをどうするかというふうな取組についても、この検討する場面もあるのではないかと思いますし。

また、今年だけの予算で、その成果がなかなかはかられません。ですから長期的にやるということも当然あると思います。その例も少しこのお話したいと思いますが。

例えば、人口定住対策、人口減少対策、例えば子供の出生率が非常に落ちております。出生率も出生者数も非常に落ちております。そういうふうな事業または空き家対策というのも一生懸命やっているつもりですが、空き家対策とか、または農業委員会も一生懸命取り組んでおりますが耕作放棄地対策、こういうことですね。こういうことはなかなか成果が出ていないのではないかと、いうふうなことでありますが、成果を出したい、そして成果を出さなければならないということで、毎年度この予算を計上し、そして予算執行しているわけでございますが。

そうしたことをやりながらも、これはやはり継続的に長期的な取り組むべき主要な重要政策であらうと思います。単年度で見れば、成果が出ていないねというような御指摘もあるかと思いますが、だからと言って、今年だけの評価を行政評価をしてしまうというのは非常に荒っぽいことではないかと思いますし、そういう単年度ですぐに評価が出るものと、そしてまた長期にわたってやるというものと、いろいろこの155億円の中にいろいろ紛れ込んでおるわけでございます。

もう一例を申し上げたいと思いますが、例えば防火水槽も地域の要望とか要請とか、または町のほうの防火水槽の設置の基準から見て、ここが非常に薄くなっているということで、防火水槽を設置するという事業もずっと進めておりますが、例えば防火水槽の設置で、その防火水槽空白地帯を解消するということになります。そして、それをやったことによって、消防力が強化されて、それは一つの成果ということになります。しかし、全町的に見ると、まだまだそういう空白地帯はたくさんあるわけでございます。

そうした中で、それをなかなか思いどおりにやっていけないという問題も当然出てまいります。例えば、ここにぜひともつくりたい、この地域につくりたい、しかしながら用地がどうしても確

保できないとか、または大きく言えばやっぱり財政的な問題も当然絡んでくると思います。総合的には厳しい財政、財源、そしてまた、そういう中で目標達成して成果を出さなければならないということでもありますので、それぞれの事業が大変入り組んでおるし、また非常に絡み合っておるというふうに思っております。

もう一点ほど、ちょっとこういう事例もぜひともお考え頂きたいと思うんですね。政策を進めるために予算を計上し執行しておりますが、単年度で成果があるもの、または政策をするためのまだ準備段階の予算であるというものも当然あります。そして、予算執行のその案件も今年予算の中にはたくさん、そういう準備段階の予算執行の案件もたくさん含まれておると思います。

そして、今後数年にわたって予算を計上し執行するもので、いまだ今年予算の中で執行した案件では成果としてはあまり現れていないけれども、数年後に大きな成果を生むであろうというふうな予算執行の中にはあるもので、そういう今、予算執行中のものもいろいろあるということも御存じのとおりだと思います。

一点ほど事例を紹介いたしたいと思いますが、開作地区に若者定住住宅がこの元年度で1棟4戸ほど——あ、すいません、4棟4戸ほど完成いたしました。これはこの元年度に完成した4戸は募集いたしましたところ、何と32世帯の応募があったということで、非常に将来私たちも、次のこれから先の計画も今後できれば、もう12棟ぐらいの用地を確保して、今現在の4戸と合わせて16戸ぐらいの若者定住住宅が、あの地区で整備できればというふうに実は考えて計画をしておるわけでございますが。

実は、この若者定住住宅のスタートはいつだったのかというふうに調べてみたんですね。そして、これは平成27年度に一番はじめに調査費をつけております。そして平成27年の9月の全員協議会で、その調査報告書を全員協議会で議論頂きました。前のメンバーの議会のときなどで、また皆さん方でいた方も、いなかった方もおりますが。

そのときのことを思い出してみると、そのときの調査の経緯というのは、大した大きな調査額ではなかったと思いますが、例えば大島大橋から10分以内の地域で、なおかつ小学校、中学校、生活環境または役所とか、いろいろなそういうところが条件的に近いところで、なおかつ大島大橋から10分であれば、大島の方も当然外に勤めに行かれるし、外に暮らしている方が大島に住んでいただいて外に勤めるということもできるような、そういう地域を調査しようということで、三浦、小松、開作、屋代と4地区の調査をし、そしてこの27年9月の全員協議会で議員の皆様方にも報告し、そしてまたその調査結果をはじめて議会に報告したわけでもありますので、いろいろな議論を頂きました。それがたしかスタートだったというふうに思うんですね。

それから、平成28年には開作地区が適切であろうという結果になったものですから、当然用地を確保しなければならないということで、28年度は用地の選定に費やしたわけですから、あ



まり大きな予算は取っていないと思います。

そして29年度に、今の地域に、開作の今現在建っている地域を選定しまして、そして地権者にも少し事前のお話をさせていただき、ある程度感触が得られたということからして、その土地の調査やボーリング調査とか、それらをやって本当にそこに建てられるのかどうかということの検討をし、そして30年度に造成し、元年度に建築をしたという経緯がありますので。

例えば、このとき、平成27年、28年、29年とかそういう時期だったら、成果があるかどうか全く分からないですが、そういうことを予算とすればずっと組んできて、そしてそれを執行するという段階もありますので。これは1つの例なんですけど、そういう中もありますので、成果報告書に、個々にそれぞれの評価またはこの予算執行によって何がどのように改善されて、結果的に改善されなかった課題は何だったのかというようなことを個々に書くというのは、ちょっと決算の成果報告書では、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。

それであれば、先ほど申し上げましたように、やっぱり行政評価というものを別の形でやっていくというふうなこと。それになりますと当然、全てのことを行政報告するちゅうのはなかなか難しいわけですから、言うなれば、やっぱりピックアップして、それを評価をする。そういう組織も当然必要になるのかも分かりませんが、そういう形でないと、この成果報告書に全て今議員さんがおっしゃられたような、この予算というものがまず目標であって、それを執行したことによって決算が出ます。

決算が出たときに、その予算を立てたときの目標が、きちんと達成できておるのか、そしてそれが進捗しておるのか、または停滞しておるのか、または全く成果がなかったのかというようなことを、そこまで評価するというのは5月末の出納閉鎖から、この9月の議会に報告するまででは若干無理があるということと、やはりそれを評価するのを、執行部が執行して執行部が評価するのがいいのかどうかということもあります。

やはりそういうふうな行政評価という手法も必要であるということは、私も十分理解をしておるつもりですが、それをこの成果報告書にそれぞれの事業全てを書き込むというのは非常に難しいものがあるのではないかというふうなことが感じられておるところでございます。

しかし今、田中議員さん言われたように、この155億円もの予算を使っておるわけですから、それらが本当に町民のためになった予算であるかどうかということは当然ながら、評価をしなければならぬということにはよく分かっておりますので、これから今後そういう予算を執行した後の検証ということも、ぜひとも必要になってきておるんじゃないかというふうに思っておりますので、趣旨はよく御理解いたしました。

○議長（荒川 政義君） 続きは後で。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出についての質疑を続けていきます。田中議員。

ごめん、歳出じゃなかった。ごめん。歳入でした。ごめんなさい、はい。

○議員（5番 田中 豊文君） 想定外に長い御答弁を、御丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございます。

端的に、私も、この成果報告書が駄目とか、そういうことを言っとるんじゃないで、そういう評価の視点も今後は必要じゃないかなという問題提起的に申し上げているんで、今年度の決算、来年の決算審議では、少しでも、そういう評価の部分が反映されるような成果報告書にしていただきたいなというふうに思っておりますが、1点だけ、もう、ほんと簡潔に結構です、このスローガンというか、目標の集約した、幸せに暮らせるまちづくり、これの実現に向けて取り組まれてこられた。その中で、去年の成果だけでなく結構ですから、そのまちづくりがどれぐらい進んだのか、進んでないのか、感覚的な御答弁で結構です。端的に、それがどういう実感があるか。町長として、そこだけちょっと、もう1回御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の決算の中だけではなくてということでございますので、申し上げたいと思いますが、いろいろ思いがあって、いろいろなものに取り組んできたというのが実感でございますが、しかしながら、3期12年間という結果を見れば、結果的には人口がこれだけ減少してきておるということを1番のマイナスの評価になってしまうということにして、ただ、この人口が減少しているというのは、大きい少ないはあると思いますが、ほとんどの過疎地域ではそういうことになっておるということだからというふうに言われる方もおりますが、しかしながら、私たちは、この周防大島町として、定住対策を第一に掲げてから進めてきたところからすると、非常にじくじたるものがあるというふうに思います。定住対策の中や人口減少対策の中でも、いろいろできたものもあるでしょうし、また、子育て支援でも、よそにないものできておるとい部分もあると思いますが、しかしながらトータルで言いますと、結果的に、合併時に2万1,000人であった人口が、今、1万5,000人台ということでありまして、これは全く評価に値しないだろうというふうに思っております。

これからは人口の減少とか、そういうことにとられるのではなくて、まさに、ここに暮らしておる町民の皆さん方がより幸せを実感できるような政策、それが、人口が多くなければ、できないんだというようなことではないような取組、視点が必要なのではないかとこのように思っております。

おるところでございます。

もう1点申し上げますと、やはり、町の行政を進める、または、政策を進めるときに何が1番大事なのかといいますと、くどいようですが、町の財政問題が1番根底にある1番大きな柱だというふうに思うわけでございます。そうした中で言えば、ある程度、合併時から比べれば、財政的なこの状況というのは、少し良くなってきているのかなというふうに思います。しかしながら、今朝の監査委員さんからの決算総評にもありましたように、非常に危うい分野をはらんでおるよというふうな御指摘をいただいております。私も、そのことについては全く同感でありまして、議会と執行部が一体となって、そういう不安材料をまず取り除くということを取り組まなければならないし、それで、きちんとした行財政改革を進めていくということになります。行財政改革を今まで進めてこなかったわけじゃないと思います。

いくなれば、職員数も、381人から220人クラスまでなっておるんですから、そこら辺とか、いろいろな改革や、そして取組はやってきたと思いますが、しかしながら、成果として見られる分野もあるし、また、全く成果が出てないじゃないかというふうに言われる分野も当然あると思います。これからのことですが、やっぱり、そういう形になる、そういう行革を、行財政改革を徹底的に進めていこうということになりますと、やはり、議会と執行部が一緒になって取り組むということが1番大切なことではないかというふうに思います。そうでないと、両方がレールのように行くんでないと、広がっていくんじゃ、なかなかそういう政策が実行できないと思います。以前も、合併当時、こういう言葉を使ったんですが、行革を絶対進めなければならない、要するに、今までの取組だけでは不十分だというときに、予算を、当初予算のときに、あれもこれも予算から、あれかこれかの予算に、古い話ですが、取り組まなければならないということで、議会の皆さん方にも、そのことをお願いし、それである程度、その財政危機は乗り越えられたというふうなこともあります。

しかしながら、また、ここまで来て、合併から16年して、いろいろな本題がまた発生いたしております。監査委員さんからの御指摘があるように、病院の問題もそうです。大きな基盤整備である下水、そしてまた、広域水道の上水の問題も、これからずっと大きな問題になってくる、問題になるっっちゃうか、問題をはらんでおるのではないかというふうに危惧をいたしております。いずれにしても、財政の伴わない政策というのは実行できないし、実行しても将来にわたって非常に不安定な要素を残してしまうということになると思いますので、そういう財政の問題を、1番トップじゃないと思いますが、根底には財政をきちんと考えてやるということでない、なかなか将来が見込めないんじゃないかというふうに考えております。ですから、これは、どこまでできたというふうに見るかということでございますが、できた分野とできなかった分野と、非常にまだらなところがあるなというふうな気持ちでおるわけでございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。はい。

ほかに歳入について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 椎木町長とは若いときからいろいろ議論してきましたが、今日が最後ということになるかも分かりませんので、最後に決算にあたって、議論をもう1回させていただこうと思います。

いつも言っていることですが、先ほどの町長の答弁の中にも、地方自治体の本町の将来見通しについて、行政改革、椎木町長が言ってきた行政改革がなければならないということで、この町の財政を何とかしていこうということで、合併後、基金を大幅に積み立てた。今日見たら、ほかのいろんな基金もかなり増えている部分がたくさんあるわけで、そういう意味では、基金を積み立てること、そのものが全て悪いとは私は思いませんが、一方では行政サービスというものがどうなったか、地方自治体の本旨である住民の福祉の向上、社会保障などの向上がどうなっていくのか、どうなってきたのかという点からも、やはり、この決算を考えることが重要なことだと思います。

そこで今、先ほど休憩のときに、町長とちょこっと話して、昔は過疎債というもの、そういう公立の交付税で還付されるような起債はなかったので大変だったと。起債ができたときに、交付税、その7割を交付税で返してくれるような公立の交付税ができたことで、財政がかなり楽になったという話がありました。でも、私は、これは諸刃の剣といいますか、一方では、公立の起債があるんだから、どんどん借金しろということで借金をして、だけど、一方では、地方財政計画に掲げている国の地方交付税会計というものが、どんどんどんどん縮小されていく中で、還付されるはずの7割分が入っているのかどうか分からんような状態になって借金がかさむと。そんなに赤字なら合併しなさいよというふうに国から言われて合併をしていくと。

これは今、町長がおっしゃった、その構図と再編交付金を頼るとか、そういう考え方でいくと、また同じ道を繰り返すのではないかという危惧を私は持っています。そうではなくて、やはり、今回の意見書にあるような、国のそういう地方自治の本旨と言われているような地方自治体に対する国のきちんとした財政措置が保障されているような、そういう形であれば、仮に、大島4町では、昔は全部足せば80何億円になっていたわけで、それぐらいの地方交付税、人口が減っているからあれですが、地方交付税が保障されていれば、私は全然違う財政状況じゃなかったか、財政状況だろうと思います。

そういうことを今回議会で決議されるような地方自治体に対する財政が保障されている姿になれば、町長の危惧するような地方自治体の財政状況というものは不安がかなり低減されるはずで、そこに希望を持たなければ、地方自治体の未来、周防大島町の財政的な未来というものが開けにくい。展望の持ちにくい。そういう方向で求めるのか。それとも、行政改革という名の、行

政サービスやら、いろんなものをどんどん縮小していく。赤字なら全部潰せ。人口が少ないんだから、もう学校も潰せという形で、本当に周防大島町の財政的な未来は開けるのか。人口が減れば、財政もおのずと減っていく。町の活性化を失われてしまう。そういう未来を描くのか。それとも、先ほど私が言ったような地方自治というものに対する地方交付税、本来の財源保障をきちんと求めていく。そこに未来を求めるのか。私はそこが問われているような気がするんですが、その辺のお考えはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 地方交付税の問題でございますが、地方交付税が過不足なく交付されとるとするのは国の言い分だと思っております。これが、地方交付税がどんどんどんどん減少をずっとしてきておるとするのは、何に要因があるかという、やはり、標準財政規模が少なくなって、数値が下がってきておると。標準財政規模はどうやって出すかと言えば、当然ながら人口を基にベースに、そして、それに対する行政需要と基準財政的な、要するに税収との差額を埋めるとい形でありますので、その足りないところはきちんと埋めておるといことだと思っております。

しかしながら、必ずしも、人口が減ったほど全部交付税が減っておるといわけじゃないといのは、今の合併特例債の算定替え、一本算定からでも分かるように、当初言われとった16億円ぐらい減少するのではないかと、合併特例債のその算定替えから一本算定、最終的に比較、最後の比較ではね。それは結果的には、その半分ぐらいで収まっておるといことは、8億円ぐらいしか減少してないといことなんです、それはやはり、国のほうとしても、その数字の上だけではやっていけなくなるのではないかといような、それは全国の合併したところの、みんな声だと思っております。そういうこともあるとい思います。

そして、先ほど過疎債と合併特例債の交付税算入の問題がありましたが、この周防大島町が過疎債や合併特例債があったから、それによって、極端に言えば、不要不急な事業に取り組んだかといとそれはなく、私たちは、ぜひとも必要なものについて、過疎債や合併特例債を充ててきたといふような気持ちがあります。しかしながら、合併特例債と過疎債といのは発行の権限が私たち周防大島町にあるわけですから、チェックをするのは、この発行をチェックするといのは、要するに、起債を起こすか起こさないかの権限を持っておるのは町なわけですから、県のほうが、いやいやあんた方、こういう事業に、これに起債を発行してから事業をやっちゃいけんよといふようなことは言いませんので、ですから、自己規制をしなければならないといことではあります、先ほどの話があったように、過疎債も交付税で返ってくるんですから、目の前でぱっと補助金や交付金のように返ってくるわけじゃありませんけども、しかしながら、非常に70%の交付税で返ってくるといことがもう定着しておりますので、7割補助と同じような気

分で、過疎債や合併特例債を発行し、事業を進めてきたというふうに思っております。

この過疎地域や合併してなかった地域の自治体の方々とお話をしてみると、非常に厳しい。要するに、自主財源か、でなければ単独事業はできない。そして、国庫補助、国庫交付金の事業をやると、必ず残りの半分は、こんなに優遇された起債ではない一般起債がついてしまうということになって、非常に苦しいというふうに今、言っておられる市町村がたくさんあります。そういうことからすると、周防大島町は非常に過疎債もあり合併特例債もあるから、例えば、予算を組むときに、財源がないねといったらこの起債を起こして、これで財源を賄おうということになると思うんですが、そこが安易に、そういう形に走ってはいけないというのはあると思います。

しかしながら、これは非常に難しいところでして、例えば、やろうとする事業が本当に必要であれば、過疎債であろうと合併特例債であろうと財源を確保してやるべきだと思うんですね。しかしながら、それが結果的に、何となしに、どんどんどんルールから外れてしまって、少し緩み過ぎじゃないかというような話になると、その事業をきちんと選択しなければならないだろうというふうに思います。それがもしできないのであれば、例えば、起債の発行額に上限をかけてしまうというような形をしないと、なかなか、この事業をやめて、こっちの事業はやろうということはできなくなるんじゃないかと思います。やはり、どう言いましても、地方交付税で生きておる私たちのこの町からすれば、交付税の全体額が下がると、下がってくるということは、これはやむを得ない状況にあると思います。砂田さんが今言われたように、砂田議員さんが言われたように、不足する分野をきちんと手当してくれるというのが交付税だということなんです。その不足する部分というのは、元が標準財政規模なんで、標準財政規模の元は何かといったら人口なんで、そう簡単に過不足なく交付税で交付されるといっても、今と結果的には同じになるんじゃないかというふうな気持ちでおります。やはり、持続可能な町の財政運営をしていこうと思うと、ある程度、痛みを伴うような改革をしていかなければならないと思いますが、そういうことがなくて、十分できるという時代が来てもらうことを願っておるんですね、というのが今も、いろいろ指摘がありますように、病院にしても、下水、上水にしても、全部必要なものなんですよね。

例えば、じゃあ、水道がなくてもいいか、下水がなくてもいいか、病院がなくてもいいかということになりますが、もともと病院が公立じゃなくてから民間の病院がある市町村もたくさんあります。そういうところであれば、私たちも全く病院の運営に対してから心配する必要もないし、また、財政的な出動をする必要もないというふうに思うんですが、それは今言っても仕方ない話じゃあるんですが、というようなこともありまして、今のある条件の中で、持続可能な財政運営をしていこうとすると、行財政改革や、そして、少しずつでも起債の発行額を抑制していくということを、ちょっと窮屈になると思いますが、それはぜひともやっていかないと、将来にわたって、

本当に、今は全然大丈夫と思いますが、その先々、監査委員さんからも10年後のことを言われておりましたが、10年後のことを考えると、今、それを取り組むべきだというふうに思っているところがございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。はい。

ほかに歳入について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、歳出について質疑はございませんか。ないようでありますので、砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 所管の委員会以外の農林課のところで、毎年聞いていることですが、イノシシ被害について伺います。

成果説明書の235ページあたりかと思いますが、まず、このイノシシの捕獲数の推移ですが、去年が最高で、たしか最高だったと思いますが、ちょっと減っているのかなと思いますが、その辺の推移について、捕獲数の推移について、御説明ください。

それから、イノシシの被害といいますか——、について、町民からいろいろな意見を伺っているんですが、1つは、昼間に出てくるということがあちこちで聞かれます。この前は、子供を外で遊ばせていたら、イノシシが出たので、急いで家の中に入れたとか、そういう声も聞きます。そういうイノシシの被害がある、イノシシが出ているということを一体どこに、役場のどこの部分に言って、捕獲をお願いしたらいいのかが分からないという方もいらっしゃいます。質問ですが、農林課に、パトロールしている方も含めて、農林課に、ここにイノシシがいつも出て困るから捕獲してほしいというような、そういう要望がこの元年度で、1年で、どれぐらいあるのか、そういう統計があるのかないのかも含めてですが、そういう統計があれば、その推移といいますか、それが増えているのか、減っているのか。

もう1つは、先ほど言いました、農林課に連絡すればいいというふうに認識している方もいらっしゃるかもしれないが、そうではない方に対するお知らせ的な、広報的なものというものは、どういうことをしているのか伺います。

ヌートリアの捕獲数が、これは増える傾向にあるのかどうなのか。その捕獲の推移についても伺います。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） すみません。イノシシのまず捕獲数、決算成果報告書、平成30年度が2,252頭、令和元年度が2,301頭、ちょっと、やっぱり増えております。これは、はっきりした根拠というのは、なかなか示すことはできないんですけど、イノシシが増えたというのもあるかと思うし、捕獲される方の人数も、ちょっと増えてはおるかと思うんですけど、

捕獲技術というんですか、長年やっていますんで、ちょっとずつ新しい方も経験積めば、どのあたりに出るとか、そういったことで増えたことも考えられます。いろいろな要素があると思うんですが、ちょっとそこらは、定かではございません。いろいろあると思います。でも確かに、今年もちょっと、今、現段階では、去年の同月より1番多かった実績が出ております。

それと、昼間に出ている。これ夜も一緒なんですけど、一応、砂田議員さんがおっしゃられるように、役場に連絡していただいたら、うちから猟友会のほうとか、捕獲者の方に御連絡いたしまして、そのどこら辺、現場行かまして、どこら辺に出るかということでお話を聞いて、それで地権者の方、これ了解が要るんで、わなを設置するというのが今現状でございます。そのPRのほうというか、それはちょっとまた後。

それと要望件数ですか、今、連絡とか、これもちょっと今、私つかんでおりませんので、すみません、以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川農林課長。

○農林課長（瀬川 洋介君） ただいまの砂田議員さんの御質問についてですが、ただいまの部長の答弁と重なる部分もあると思うんですが、まず、所管課はやはり農林課になりますので、農林課に連絡をいただく。あるいは、支所経由等で農林課を窓口にしていただきたいと思います。

まず、連絡がありましたら、担当職員が現状をお伺いして、現地にとりあえず赴きます。周辺の状況を確認した上で、猟友会等を通して、わなの設置をしたりということで、対応をさせていただいておりますので、住民の方々には農林課が主の窓口であるということをお伝えいただければ、また、こちらのほうでも周知しなければいけないとは思っております。

あと、そういうイノシシが出たという報告を受けた場合の具体的な処置につきましては、主には、箱わなを設置します。成果報告にも書いてありますが、平成28年度からの数値を、基数を記載しておりますけども、年々若干増える傾向にはある。大体予定箇所数を決めた上で予算計上の上、実施するんですが、緊急のそういう連絡の場合のために、農林課のほうに3つほど保管をして、緊急時には、そこへ設置に行くという方法を取っております。

あと、特にイノシシについては、先ほど部長もちょっと申し上げましたが、平成31年度が過去最高の捕獲数であったことは、ここにお示ししておりますけども、今年度に入って、例年と同じぐらいの推移で来ているんですが、7月の豪雨の影響があるのかどうか分かりません。ですが、去年、過去最高であった捕獲数の同月7月を比べると、7月だけで倍になっています。倍の頭数になっておりますんで、それが今後、また天候とか、そういう影響で、どういうふうに移していかというのは、注意深く見ていかなければいけないというふうに思っております。

それから、もう一つ、ヌートリアについては、まだ周防大島町での捕獲数というのは、ここにお示ししておりますとおり、匹数は少ないですが、報道等でもあるように、今後、ヌートリアに対



する捕獲者というのも確保しつつ、推移を見守りながら対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） ありがとうございます。

農林課への、そういう、ここに出るからというような連絡の件数というのは、別にとっていませんか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川農林課長。

○農林課長（瀬川 洋介君） 日々の報告数は記載しておるんですが、すみません、今日はちょっとその資料を持っておりませんので、後ほどお示しさせていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと2点ほどお尋ねをいたしますが、決算書の119ページに、定住促進対策事業補助金591万4,470円というのがありますが、これの内訳をちょっと御説明ください。

それと、成果報告書のほうで、333ページに、総合支所で町道等の管理に関することで、除草というのが成果として上がっていますが、これは町道の草刈りとかだろうと思うんですけど、これが現在、細かい数字は要りませんので、現在どれぐらい行き届いているかというのを、大体の割合ぐらいでもいいですから、そこでちょっと御説明をして、総括的な御説明をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の決算書の119ページの定住促進対策事業補助金591万4,470円の内訳につきましては、定住促進協議会の事務局経費、人件費、委員報酬、移住フェア参加費、旅費等によりまして、267万1,878円。島時々半島ツアー経費、これがバスの借り上げ料とか、ポスターの印刷製本費等になりますが、35万5,352円。島コン経費といたしまして、これがチラシの印刷製本等になりますが、これが1万6,104円。お試し暮らし経費、住宅の借り上げ料とか、光熱水費、修繕料、消耗品等になりますが、これが37万5,736円。業務上横領事件によります不正支出が249万5,400円。トータルで、591万4,470円となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） 田中議員さんの成果報告書333ページの総合支所のうち、

町道等の管理に関する事で、除草、草刈りでございますが、これについての評価ということでございますが、総合支所等における町道等の草刈りにつきましては、建設課の道路橋梁維持管理事業の賃金を総合支所が執行することにより行っております。

総合支所が草刈り作業員を雇用し、実施時期や実施箇所を指示しながら町道の草刈りを行っております。主には通行量の多い主要町道、オレンジロード等も含まれますが、草刈りを計画的に、大体年に1回程度でございますが実施しております。要望の多い箇所や通行に支障のある箇所についても、それとは別に可能な限り対応をしているところでございます。

また、緊急的な要望があった箇所につきましては、刈払い機、草刈り機でございますが、草刈り機の安全講習を受けた総合支所の職員が直営で草刈りを行うこともあります。

また、道路に張り出した通行に支障のある雑木や竹につきましては、定期的に総合支所の職員が枝打ちなどもしております。

なお、農道や林道につきましては、農林課のほうで行っておりますし、それとは別に自治会や地域の有志グループによる環境美化活動として、除草作業が行われております。

それに対しまして、総合支所は混合油等の支給により活動を支援しておりますが、作業のできる人間が地域においても減少しているなどの課題もあります。これは職員においても同様でございます。普段から農作業をしているというような職員がだんだん少なくなっておりますので、総合支所の職員が草刈り機を使って作業をするのも、安全性の面とか、効率の面についても、ちょっと低下をしているんだろうなという思いはございます。

これらをどう評価するかというのは大変難しいところではありますけれども、全ての町道の草刈りを完全に実施することはできておりませんが、限られた予算と職員の中で、通行に支障を来すことのないように道路維持が行われており、地域の雇用も確保されているものと評価しております。

参考までに、事業量でございますが、路線数でございますと、大島地区で19路線、作業されている方が10名、実総時間数が年間で2,589時間となっております。久賀地区が19路線、実人数が21名の作業員の方で、1,713時間。東和地区が17路線、実人数が8名で、1,566時間。橘地区が12路線、実人数が23名で、1,936時間の事業量を行っております。これが町道全体の何%になるかということにつきましては、申し訳ございませんが、数字を持ち合わせてございません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに、田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の草刈りのことなんですけど、感覚的な私のイメージでは、なかなか限られた予算と人員の中で草刈りを、安全な道路管理のために草刈りをやっていくという

のは、なかなか難しい状況なんだろうなどは思っていますし、現状を見ても、年に1回という御説明もありましたけど、なかなか道路に草がはみ出して、道路幅が、実質的な道路幅が狭くなっているようなところも、ずっと恒常的にあるなという印象なんで、やっぱり、そこは人的な対応が難しいと、予算的にも、もちろんなんでしょうけど、そうであれば新しい仕組みというのを考える必要があるのかなと思うんです。

例えば、ボランティアでやってもらって、油代程度を出すとか、正規の賃金でやられている方もいらっしゃるから、それはそれとして、別に安全な道路を維持するために、県なんかは、道路サポーター制度というのがあって、そういった形で、メーター39円でしたか、そういう費用を出して、ボランティアの方を募集してやっているというようなものがありますんで、ぜひ、そういったことをですね、これ、前々から担当課のほうには御提案もしているんですが、ちょっと、実際問題として草刈り作業がなかなかいきめがいかないという状況があるんなら、そういう制度を新しくつくって、限られた予算の中で、もっと効果が拡大するような制度をつくるべきじゃないかなと思うんで、その辺で、今後検討をしていただけるかどうか。もちろん、そういう制度ができれば、私の目の前の町道も、私がちゃんと手を挙げて管理しますんで、制度ができなくてもやれやと言われそうなんですけど、一応、そうやって広く募集してやれば、もっともっと効果が出てくるかなと思うんで、その辺の検討の意向というんですか、今後どうされるかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと定住対策のほうで、横領事件による不正支出が249万5,400円という説明がありましたけど、不正支出がこの決算書に、定住対策補助金591万4,470円のうちに、不正の支出が249万5,400円もあって、それが決算として上がってくるっていうのは、ちょっと私は理解できないんですが、要するに、不正に支出したものを町の公式の公の決算として上げるということはどういうことなんかなど。この不正な支出を穴埋めする収入がもちろん上がっているんだろうと思いますが、それを御説明いただかないと、ここの不正支出が249万5,400円あって、それを決算書として認めろというのは、ちょっと無理な御説明じゃないかなと思うんですが、その辺をもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） 田中議員さんの道路管理に関しまして、ボランティア等を活用してはいかがかという話でございますが、私どもも県のほうで道路に関するボランティアを募集しているということは承知してございます。県において、簡単に御説明をいたしますと、県においては2種類の道路清掃のボランティアというのをやっております、1つは、山口県きらめき道路サポートグループという形で、これは主な県道等を年間にわたって維持管理をしていただける方を募集して、その方については、最低年1回は除草してくださいと、その代わり、作業

1回分の活動費の一部として、作業面積1平米あたり、令和2年度で言うと44円を支給、委託契約を結んだ後で支給しますよというような形を取っておるようでございます。ただ、2回目以降分の作業については、無償でやってくださいねということで、そのような形でボランティアを行っているというような形です。

それと、もう1つが道路愛護ボランティア募集というのがございまして、この道路愛護ボランティアというのは、道路の沿線の花壇とか、その辺の草刈りや道路の空き缶のごみとかの清掃をするようなボランティアを募集しておりまして、これにつきましては、ごみ袋の配布だとか、花の苗の支給というようなのを県のほうが助成しているというような形のボランティアがあるというのは、私ども承知しております。

本町といたしましては、環境美化活動ということで、地域の自治会等から届出を頂きまして、それに対しまして、草刈り機の燃料の補助だとか、ごみ袋の補助という形もやっておりますので、どちらかというは今現在は、県がやっております2つのボランティアの中間あたりのことの活動は町のほうではやっておりますけれども、草刈りに特化したものについては、特にまだやっておりませんので、それにつきましては、今後関係各課等と検討しながら、予算の面もございまして、今現在雇用している方の雇用というのもありますし、実際どれだけのボランティアの方がやっていただけるかということも分かりませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 今回の定住対策補助金の職員の業務上横領事件による不正支出が今回の決算書に載ることがどうかというお話でございますが、この件につきましては、請求権は持っておりますので、これをまず決算書に債権として表示する必要があると考えておることから、今回載せております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その債権というのは、これ3回目なんであれですけど、債権というのはどこにあるのか、出ているんですか。

それと債権は債権として当然あるんでしょうけど、不正支出を支出として認めるということでしょうか、これは。決算書として、町として、不正なものを正規の支出として認めるというのがどうなんですかということをお聞きしているんで、まず1つは、今の債権というのが、当然債権として、未収入のお金がどっかに上がっているんですね。じゃあ、どこに上げているかという説明と、不正支出を上げる、計上することが果たしてできるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

不正支出——、これ公金なんですから、町民共有の財産。それを不正がありましたから、これ

だけ240万円ほど支出していますよというんじゃ、ちょっと町民の方にも説明できんと思うんですが、本当にこれでいいのかどうか、ちょっと、その辺を教えてください。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後1時47分休憩

.....

午後1時49分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 大変、こういう書き方で、これは決算書に直接出とるわけじゃありませんが、決算書の定住促進協議会の費用として、591万4,470円が支出をされておるわけです。ですから、定住促進協議会のほうの会計の決算の中では、当然ながら、不当の支出としてから、当然決算がなされておることなんです、町の一般会計からすると、これは、支出自体は既に出ておるわけですから、決算書の中には、591万4,470円が上がっておることです。ですから、今の定住促進協議会が訴追をしとるわけですね。警察に対して。ですから、それは定住促進協議会が、これから今後、犯人から返してもらわないといけんのですが、返してもらったら、一応、定住促進協議会に返ってきて、それを一般会計に戻すということになると、今の現在の補助金の支出は過大な支出になっておることではあるんですね。

しかしながら、出ておる以上は、これは決算書に載せないということにはならないんじゃないかと。ちょっとこれ、会計制度上、どういうことが正確なのかちゅうのはちょっと、私もよく、何とも言い難いんですが、ただ、定住促進協議会からすれば当然、決算を打ったら、そこにマイナスが出るわけですから、ですからそれを、例えば、補助金を590万円から249万5,000円ほど差引いた補助金をもらっておることになると、それは今度は定住促進協議会のほうで入らない状態になっておるとそれは、そこに穴が空いてしまうということなので、ですから例えば、例えばですよ、これ適切か分かりませんが、誰かがこれを立て替えて、定住促進協議会に補填をしとくといいましたら、今度は、その犯人から、それが補填がされたら、それは、立て替えた人に返していくというような形になると思うんですが、ただ、公金の扱いとすれば、それも適切ではないんじゃないかといふふうに思っております。これについては、もう少し実際の本当の会計処理上、どういうことが一番いいのかということは、また後日調査して、また御報告をしたいと思います。

当面の今の決算の中では、591万4,000円が定住促進協議会に補助金として出ている以上は、その中身が、実は249万円は、591万4,000円の補助金が出とって、実際には定住促進協議会では、そのうちの249万円使っていませんよちゅう決算は出されたんじゃあ、

この決算書のほうじゃ受け取れないということになると思うんですね。ですが、じゃけど、それが本当にいいことなのかどうか、正しいことなのかというのは、ちょっともう1回、会計処理手続上のことをもう一度精査してみて、また報告をさせていただきたいと思います。（「早くしてね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ちょっと短く1つだけ、先ほど砂田議員さんからもありましたが、私もちょっと委員会、建設環境常任委員会に入っておりませんので、1つだけ、イノシシについて。窓口が、課長、部長から答弁ありましたけども、農林課にするっちゃうのも、私個人的に、町民の気持ちからいくと、イノシシイコール農林課というのは、なかなか結び付かんと思うから、例えば、総合支所あるいは各出張所でまず受けて、そこから、こちらの中で上げていただくと方法がええと思うんですけども、そのあたりをどうお考えなのかと、例えば、久賀で出た。そしたら、総合支所もある、農林課もあるから、すぐ動ける農林課の方が、ただ東和で出たときに、結局、農林課は久賀にあるわけで、そこから動けんわけだから、やはり支所だったり、総合支所だったりとかで、まずは対応するというのが、私は1番だと思うんですけども、そのあたりどうお考えなのか、お答えください。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 先ほども課長のほうからも、ちょっとあつたと思うんですが、もちろん支所でも受けています。支所でも受けて、農林課でも、直接電話でも受けています。支所があれば、支所から農林課に電話ということにはなっているのは、すぐ対応というのもあろうかと思うんですけど、現場行って、イノシシの対応じゃないけど、おる間に行かにかいけんのか、行かなくてはならないのか。ここに、その状況を見て今度、猟友会、パトロールの方とか相談して対処を考えるのか。そこらで、緊急的に出動と言うたらおかしいんですけど、そういったものなのかというか、内容で支所が行けない部分もあろうかと思えますんで、一応は、今の段階では支所、農林課、どちらでも受けまして、一応、支所に行かれたら、支所から農林課へ連絡ということを見せていただいておりますが、今後、ちょっとまた、そういった状況に応じた対応の仕方も考えていかなければいけないかとは思っております。なかなかちょっと、支所のほうも、人間、人間というか、職員のほうも、だんだん限られておりますので、そこらの仕事の、仕事というか、バランスもあるかと思うんで、でも、何回も言うようですけど、支所から（「部長、簡潔に言いんさい」と呼ぶ者あり）すみません。

じゃあ、そういうことですので、（笑声）それが可能かどうか、また検討してみます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） じゃあ、短く、最近は大までよく降りてきとって、先般も学校の

近くに出たりとか、先週ぐらいかな。大島のそれこそ本当に下のほうですね、海沿いのところでも2頭ぐらい大きなのがいましたので、これから本当、今のところ、けが人など出ておりませんが、何とか、何も起こらないうちに、しっかりとそういった相談しやすいような体制を取っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 要するに、総合支所の役割というのは、いろいろな問題をですね、イノシシやから扱わんとか、何じゃから扱わんというようなことはないと思うんですよ。イノシシだろうと何だろうと、要するに地域の方で困ったことがあったときには、まず総合支所に相談するちゅうのは当然のことなんで、ですから、イノシシやから総合支所に行っちゃ駄目だと、農林課行かんじゃ駄目だと、そういうふうな総合支所のつくり方してないと思うんです。ですが、具体的に、総合支所に行ってから、調査に行くかといったら、それはできないということを行っているわけで、ですから、総合支所だろうとどこだろうと、それは、こういう困ったことが起こっているんだ、総合支所何とかしてと言うて行くのは当然のことだと思うんですよ。ですから、そこから、総合支所のほうが農林課へつなぐということもあるでしょうし、そして、また、それは直接言ったほうが早いよねということが分かっている方はそりゃそういうふうにもやることもあると思いますが、全然それは、総合支所はいけんとか、総合支所は受け付けませんよということは全くないと思いますんで、ぜひとも総合支所にも、そりゃ、相談していただいたらいいし、それは、そこからつないでいただくということになるとと思いますが、それから周知は、ぜひとも、あれはイノシシが見つかったときには、農林課やないと駄目なんよとかいうようなことは全くないちゅうのは常識的な話だと思います。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 私も建設環境常任委員会入ってないんで、イノシシのことは、ちょっと私もひと言あるんですけども、実際年々捕獲頭数が増えているということでございます。猟友会の会員も増えている。捕れば捕るほど、イノシシが増えているというふうな状況にあるんじゃないかと、私は思っています。私も実際、自慢じゃないんですけども、昨年11月から始めまして、今現在72頭捕獲したところでございますが、やっぱり、捕っても捕っても、その場所に出てくる。なので、今の捕獲と防御とすみ分け、これだけではもう駄目なんじゃないかなと思っています。農林課のほうで、次なる手だてを考えてほしいと思うんですが、その辺のお考えは現在あるかどうか、その辺だけ教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 大変答えにくいんですけど、今のところ、もう、この3つで、ほかは今ちょっと、うちでは考えて——、考えてないというか、ちょっと難しいかと思っております。

ます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） では、私のほうから提案だけさせていただきます。

先ほど捕れば捕るほど増えたというんですけども、やっぱり、もっともっと捕獲すれば、減るんじゃないかと思っていますので、現在1頭あたり7,000円ということですが、この7,000円のところをさらに上積みがあれば、捕獲するほうも、さらにやる気が出て捕獲頭数が上がるんじゃないかと思っています。これは要望でございますので、答弁結構でございます。

○議長（荒川 政義君） 要望と捉えておきます。

ほかに質疑はございませんか。ないようでありますので、質疑を（発言する者あり）そうですか、はい。中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） すみません、先ほどの砂田議員さんの御質問でありましたイノシシの捕獲の依頼件数、ちょっと御報告させていただきたいと思います。

元年度30件の要望がございました。参考までに、今年度8月まででございますが、既にもう21件ほど要望が入っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） じゃあ、質疑を終結します。

認定第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第4号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第5号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第6号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第7号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第8号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第10号令和元年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 水道料について伺います。

柳井広域水道企業に入っている自治体が県内でも水道料が高いというふうにならざるを得ないわけですが、周防大島町、現在県内19の市町の中で、どれぐらいの位置にあるのか、まず伺います。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） ただいまの御質問ですけれども、周防大島町は、県で1番高いところにおります。柳井広域の構成する市町がその上位を占めているというのが現状でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大体、単位あたり20トンあたりですか、の金額の表が出ていると思うんですが、1番安いところと比べて、本町が何倍ぐらいの水道料になっているのか。恐らく2倍以上、3倍程度の格差があると思うんですが、どれぐらいの格差、何倍ぐらいの金額にな

るのか、伺います。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 周防大島町では、大体1か月20トンあたり4,820円です。1番安いところで、下松市さんですけども、大体3倍以上の料金となっております。

すみません、追加します。1か月20トンあたり、周防大島町は先ほど申し上げました4,820円、下松市が1,534円でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 町長かねてから、県の高料金対策事業というので入ってきているし、これ以上どうしようもないというようなお考えを表明されてきましたが、この現状について、どのようにお考えでしょうか。また、打開していく方策については、どのようにお考えでしょう。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 将来にわたって、非常に大きな問題の1つが、この水道料金の問題だと思っております。水道事業自体は固有の市町村、その自治体の責任だということなんで、どっかにやってくれというのは、基本から考えれば、ルールではなくて、私たちは、それぞれの町がやっていくところを今2市4町で一緒に柳井広域水道企業団というのをつくってやっておるということであるんですが、他の自治体も、田布施、平生のように企業団つくっておるところもありますし、あとは、ほとんど、当然ながら自前の、自分のところで水道事業をやっておるというのがこれなんです。今、厚生労働省が全国的に、今後将来にわたって、どんどん人口が減っていくと水道使用料収入が減ってくる。そして、また、なおかつ、昭和の時代に造った設備が、送水管や配水管がどんどん老朽化してくる。これから、どんどん更新の時期が来る。そうしたときになって、当然料金を上げるだけでは、使用料を上げるだけでは、賄い切れなくなるということを厚生労働省は危惧して、そして、県にもっともっと広域的な水道事業に取り組むべきだというような通知も出ております。それを受けて、全国で香川県が初めて県下1水道を実現しております。今、非常に話題になっているのが隣の広島県でございます。広島県のことも、私たちも、ずっと情報収集しながらやっておりますが、広島県でも、ものすごく大きな格差があるんですね。ですからそれを、県の各自治体を全部まとめて、1つの水道にしまおうというのは、当然ながら、今さっき言いましたように、1,500円のところと四千数百円のところがあるわけですから、1,500円のところなんか、よそと一緒にしてから、高くなるの嫌じゃと、というのは当然あります。そうした、しかしながら、同じ県民でありながら、そんだけの格差がある水を飲まなければならないというのはいかがなものかというふうに、私はずっと思っております。

それで、広島県のほうは、今、山口県よりは大幅進んでおるんですが、広島県でも、みんなで1つの水道企業団をつくってやっっていこうと、そして、その中で、10年間は今の水道料金を維

持する。そして10年後には、みんなで県下統一の料金体系をつくっていこうという案を出しておるんですが、そしたら、もう初めから、私たちは、それには参加しないという自治体があります。そしたら、広島県の方式は、じゃあ、やれるところだけ、先にまとまってやり始めて、あとは、やらないというところは、複数ありましたが、それと連携をしながら、将来の統合に向けて、10年間でやっていこうということを模索しておるようでございます。そのような先般も新聞にも出ましたが、その新聞の記事を持って、私も県の環境生活部長のところへ参ってまいりました。公式に要望、陳情したわけではありませんが、環境生活部長にこれを見てくれと、これじゃあ、山口県も、もっともっと積極的にやってほしいと、そうでないと、周防大島町、柳井広域水道企業団の構成市町は、昔は国保で潰れるとか言っていました、水道で潰れるよということまで言っております。そうしたら県は、やはり、安く飲んでいるところからは全く興味を示さないということなんです。ですが、それを県がもっと積極的にやるべきだということは申入れをしております。しかしながら、これは私が言ったぐらいでから、よし、ほんならやろうということにはならないんですが、ただ、それは時間がかかっても、10年かかっても、そういうことをやっていくというのが、公立化を求めんといけんだろうというふうに思っております、まだ、毎年知事要望を出すんですが、知事要望を出すまでには、ちょっと今、柳井広域水道企業団の2市4町のみんなで要望を出そうというところまで行っておりませんが、いずれ、そういうふうにして、私は、この県下統一の水道料金にさせていただくべきだというふうに思っております。ちょっと道のりは長いと思いますが、これからの大きな1番の課題ではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩をします。

午後2時12分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第11号令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第1号令和元年度周防大島町一般会

計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの11議案を本日配付しております議案付託表により所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの11議案を本日配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第23. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第5号））、補足説明をいたします。

令和2年7月豪雨は、御承知のように7月3日以降熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨でありまして、本町におきましても7月7日夜から8日未明にかけて局地的に非常に激しい雨となり、町内各地に甚大な被害をもたらしたところでございます。

町におきましては、この豪雨災害に可能な限り迅速に対応するため、直ちに応急復旧の実施や被害拡大の防止に必要な予算を計上する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、専決処分書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1億8,543万1,000円を追加し、予算の総額を159億6,343万6,000円とするものでございます。その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入におきましては、18款繰入金1項基金繰入金として、財政調整基金繰入金から1億8,543万1,000円を取崩し、今回の補正予算に係る財源調整を行っております。

歳出につきましては、14ページをお願いいたします。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農林業施設災害復旧費におきましては、町内各所で被害を受けました農道、林道の応急復旧に必要な工事請負費及び本復旧工事に必要な測量・設計等の委託料、計1,900万円を計上し、2目漁港災害復旧費では、森野（片添）、安下庄（原）、油田（油宇）などの漁港内に流入した土砂の撤去や浚渫等に必要な工事請負費1,000万円を計上いたしております。

2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費では、町道等の応急復旧に必要な土のうなどの需用費や、通行を可能にするための土砂の撤去等に係る工事請負費、本復旧工事に向けた測量・設計費等など、建設課所管の事業費及び各総合支所で必要となる経費、計1億1,110万円の計上であります。

2目河川災害復旧費では、同じく河川等の応急復旧に必要な工事請負費と測量・設計に係る委託料として、1,150万円計上いたしております。

次に、3項その他公共・公用施設等災害復旧費、1目その他公共・公用施設等災害復旧費は、床上・床下浸水等により発生した災害ごみの処理経費や、環境センターの最終処分場周辺に堆積した土砂の撤去費用など、不燃物処理施設関係に3,173万1,000円、また、町営住宅に流入した土砂の撤去に必要な工事請負費210万円など、合計3,383万1,000円の計上であります。

以上が、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第5号））の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 予算とか、条例とかの専決処分というのは、議会の議決権の例外中の例外ということになっておりますが、今回は、また1億8,500万円もの予算の専決処分ということですので、やはり、いろいろ伺う必要があると思います。

7月9日付で専決処分をしたというふうに聞いていますが、私どもは8月の盆前に臨時議会を開くからというふうなことも伺っていたわけですが、なぜ、専決ということが必要があったのか、その辺で、いろいろ伺いたいんですが、例えば、9日付で専決処分をして、9日とか、10日とかに、どれぐらいの執行、予算の執行をしたのか。どれぐらいの発注をした、実際にですね。そりゃあ、急がんにやいけんということも一面ではありますので、そこはそれなりに尊重したいと思いますが、その辺から、まず、9日、10日、その辺でどれぐらいの発注をしたのか、伺いたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

産業建設部においては、専決処分された予算を基に、7月9日専決ということで、1日、2日というよりは、箇所がもう何十か所、何百か所でありましたので、概ね1週間程度の間には業者と職員で現場へ行きまして、業者にその場で指示をしまして、口頭契約ということにはなりますが、そこで、もう発注、1週間以内に全箇所の応急的な対処を依頼しております。現時点で言いますと、契約と完成の書類は出ておりませんが、概ね工事は、応急の工事は完了しております。

専決の理由としましては、早急に復旧し、生活道として使っておりますので、通行を可能にするために、早期に発注し対策を講じる必要があったため、専決といたしました。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 環境生活部ですけれども、環境生活部は先ほど説明がありましたとおり、大きい災害といたしまして、環境センターに大量の土砂が流入してきました。これを早急に、7月10日に、もう業者に当たっております。あとは、町営住宅に関する里道とか、そういったものが崩れたり、土砂が堆積しておりましたので、そのあたりの業者さんに当たっております。これらも全て大体1週間程度で今当たっておるところです。残る、まだ、ごみ処理につきましては、今、逐次搬出が出来次第、今契約して出しているところでございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大体専決処分から1週間程度で、現場で発注したり、環境センターの土砂を除去したということです。この1億8,000万円、1億8,500万円が必要な発注をしたということでもいいんですか。その1週間程度で、つまり、議会を開くいとまがなかったというぐらい急いだんだということの、1週間程度でやったんだというのであれば、その根拠は、どの時点で、議会を開いたら、これはできんようになるから、専決でやってしまったんだという説明が欲しいわけです。その1億8,500万円で、その1週間で、両方で、現場で発注したり、例えば、今の中村さんところで、1週間でどれぐらいの発注をしたのかとか、そういうのは、金額的なものは分かるんですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 7月、7日、8日、9日だったですね、大雨の豪雨というのは。それで、要するに、通行止めがあちこちで起こっておる。通行止めが起こっておると、災害復旧工事じゃなくて、災害応急対策として、まず土砂を取り除くとか、そういうことを、もう、その日から業者をどんどんどんどん入れてから、雨が、要するに土砂崩れが起こったら、即座に、その日の朝から業者に入っていて、その業者を全部手配して、ただ実際に、県道もすごく出ていたんで、業者がなかなかつかまらない状況であったということなんですけど、今、砂田さんが言わ

れるのは、例えば、災害復旧費の道路橋りょうの、例えば、委託料の測量設計管理2,850万円とか、工事請負費8,140万円が、全部、全て9日の日に発注しなければならなかったのかと、というふうに言われるのではないかと思います。当然ながら、それは全てが、8,140万円をその現場で9日の日に発注したというわけじゃ当然ないと思います。

しかしながら、まず土砂を取り除いて、道路をきちんと確保するというところからスタートして、それらの中で、この専決処分をしないと、そこの発注ができない。それで、すごくアバウトな話ではありますが、箇所数がだだだっとならば調査に回ったら出ていますから、それをだだっとならば計算して、それで調査、土砂の取り除きと、あと安全対策までやって、どのぐらいかかるかという形と、もう一つは、測量設計もすぐ発注しないと、今度は応急復旧工事も、当然査定設計が要るわけですから、それらをやるとしたら、今、砂田議員さんがおっしゃるのは、最低限の発注のところ、この例えば、補正、専決処分はいいんじゃないかという意味じゃないかと聞いておったんですが、それは確かに、8,100万円全てがその場の現場でやる額じゃなかったかも分かりませんが、それに附随したもんとしてから、トータルで、1週間から10日ぐらいで、その応急復旧をやっていったということでありまして、確かに、専決処分か、議会を開いてやるべきなのかということではあります。土砂の取り除きとかというのは、そういう余裕は全くないわけで、できれば、その日の朝から、9日の朝から、すぐ除けてしまいたいということなんで、それは議会を開くいとまはないということに該当する、当たるというふうに思っております。ひとつひとつの額が、じゃあ、ここの工事請負費8,140万円が全てその現場で発注したかということになりますと、それは若干そうではないところもあるかも知れませんが、トータルで、そういうふうに、みんなが調査に歩いた結果、その額をはじいたということでありまして。

○議長（荒川 政義君） いいですか。尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） 私のほうからは確認になるんですが、河川の災害復旧費1,150万円計上されております。この中で、災害という、復旧という内容として、河川の浚渫ですね、浚渫という部分も、この中に入っているんだろうかということ、と申しますのは、私も、この災害が、大雨が降ったときに、パトロールにずっと回りました。ちょうど、この庁舎の前の一本松川ですね、こちらのほうがあふれる状況に近い状況で、そういった中で、BGの駐車場のほうはもう水があふれて、グラウンドのほうにも流れ込む状況がありました。その水が引いた後も、水かと思ったら、半分ぐらい砂が、土砂がたまっているんですね。長距離にわたって、非常に今もある状況じゃないかなと思っております。そういったところの設計等も含めて、この中に入っているんだろうかということ、質問いたします。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの御質問の河川の工事費ということですが、一応、お

っしやられるとおりの、応急ということですので、擁壁とか、そういったものは入っておりません。仮設、今言う土砂の取り除きです、主に。応急的に土のうをつく場合もありますけど、本復旧ではございません。これが一応、6河川の、専決では6河川の町が管理しておる河川を上げさせていただきました。今、おっしゃられたの、BGのところは、県の管理の河川（「一本松」と呼ぶ者あり）はい。あそこ、まだ下流のほうですので、県の管理になりますんで、ちょっと、そこらが、ちょっと私どもには、ちょっとまだ、要望は、普段から要望はいただいておりますが、今回のことについて、どういう処置をするかというのは、伺っておりません。申し訳ございません。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） では、結論として、このたびの工事内容には入っていないという御答弁でしたので、これから、また、台風シーズンにももちろん突入いたします。そういった中で、雨を伴う場合は、また大きな災害にもなりかねませんので、早急に県のほうにも要望していただいて、対応いただくようによろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 大変申し訳ございません。一本松川、今やることになって、今ちょっと草のほうを刈るように、今入っておる状態だと思います。（「じゃあ、やる内容に入っているんですね」と呼ぶ者あり）はい。申し訳ございませんでした。（発言する者あり）県が、（「県がやるってことか」と呼ぶ者あり）はい、もう入っております。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第5号））、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



## 日程第24、議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第2号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第2号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづり1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に16億5,871万2,000円を追加し、予算の総額を176億2,214万8,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

今回の補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした、本町における第4弾となる対策事業と、さきの令和2年7月豪雨の災害復旧事業を中心とした予算編成をしております。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

それでは事項別明細書の13ページをお願いいたします。

歳入の9款地方特例交付金は、交付額の決定により減収補填特例交付金を694万7,000円増額するものでございます。

10款地方交付税は、普通交付税の交付額が68億6,975万3,000円と決定されたことから、1,975万3,000円を追加計上するものでございます。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金は、戸田地区の耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業及び、今回の豪雨災害により被害を受けた農地の災害復旧事業に係る地元負担金、計1,573万円の計上であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金では、補装具費の給付申請の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金69万4,000円の増額と、前年度精算に伴い追加となります生活保護費に係る負担金619万円の計上であります。

14ページをお願いします。

3目災害復旧費国庫負担金は、このたびの7月豪雨で甚大な被害を受けました町道や河川の災害復旧工事に係る負担金、3億1,468万1,000円を計上いたしております。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金では、国の第2弾となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本町への交付限度額4億4,046万2,000円と、住民基本台帳システムの改修業務に係る補助金752万2,000円の計上であります。

5目土木費国庫補助金は、道路新設改良事業における社会資本整備総合交付事業に係る交付金

の減額分2,776万5,000円を減額計上し、7目教育費国庫補助金では、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業として交付されます、学校保健特別対策事業費補助金700万円を計上いたしております。

8目災害復旧費国庫補助金は、農道・農地・林道の災害復旧工事に対する国庫補助金5,910万円と、今回の豪雨により大量の土砂の流入による被害を受けた環境センターの復旧工事に係る補助金1,501万2,000円の計上であります。

15ページ、15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に、補装具費の給付申請の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金の増額分34万7,000円を計上いたしております。

2項県補助金4目農林水産業費県補助金では、新規就農者の確保・定着支援のための給付金や、やまぐち元気生活圏活力創出事業補助金など、合わせて90万1,000円の計上であります。

17款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金では、先日教育の振興に役立ててほしいと1,000万円の御寄附を頂きましたことを受け、当初予算計上額との差額分999万9,000円を計上いたしております。

18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金から6,120万5,000円を取り崩し、財源調整を行うものであります。

16ページ、19款繰越金は、令和元年度からの繰越金が4億91万1,000円でありましたので、3億9,091万1,000円を追加計上するものでございます。

20款諸収入4項雑入2目雑入につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金に係る過年度精算分、3,508万2,000円と、山口県市町村振興協会からの地域づくり推進事業への助成金、200万円の計上であります。

21款町債1項町債3目過疎対策事業債は、農道保全や農業基盤整備事業、また水産振興に係る新規事業や財源調整のための増額分を計上し、4目災害復旧事業債には、令和2年7月豪雨災害に係る災害復旧事業に対する財源を、5目臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う増額計上、6目合併事業債は、道路改良事業費の増額に伴う財源調整であります。

次に歳出をお願いいたします。

補正総額16億5,871万2,000円のうち、新型コロナウイルス対策関連事業費が4億4,626万9,000円、豪雨災害の復旧事業費が7億1,843万3,000円、残りの約4億9,000万円が通常の補正分となっております。

それでは18ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、新型コロナウイルス対策や災害時に、連絡調整や電源供給に使用するコンセント付ハイブリット車の購入経費を、2目文書広報費では、コロ

ナ対策として実施いたします地域情報通信基盤整備推進事業、CATV周防大島チャンネルの配信に係るシステム強化費1,062万5,000円を計上いたしております。

5目財産管理費は、公有財産売却のための境界確認や不動産鑑定に必要な委託料384万2,000円の計上と、地方財政法第7条第1項に基づく財政調整基金への積立金、2億100万円を計上いたしております。

6目企画費では、定住対策に使用するお試し暮らし住宅「島暮ら荘」の管理に必要な経費と、やまぐち元気生活圏の取組として行う地家室園地活用推進協議会に係る経費や、浮島地区若者定住促進住宅建設事業に係る調査費を計上いたしております。

7目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するため、久賀・大島・橘の各支所経費に修繕費、工事請負費及び小規模施設整備事業補助金を追加し、新型コロナウイルス感染症や災害時の避難所対応に役立てるコンセント付ハイブリット車の購入費用を計上するものでございます。

8目電子計算費は、新型コロナウイルス感染予防対策における行政のテレワーク・電子処理化・ネット配信の整備など、行政IT化事業に係る経費4,209万7,000円の計上と、これに伴う財源組み替え分として、845万9,000円の減額計上であります。

2項徴税费2目賦課徴収費には、新型コロナ対策として、税務申告相談会場での感染リスクを軽減させるため、パーティションや空気清浄器・消毒液等の消耗品と、屋外や災害時での申告相談等にも対応できる電源供給が可能なコンセント付ハイブリット車の購入経費の計上であります。

22ページ、3項戸籍住民基本台帳費は、法改正に伴う住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修に係る経費の計上であります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費には、投票所や開票会場での新型コロナウイルス感染を回避するため、飛沫防止機材や消毒液等の購入費を計上いたしております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、不具合が発生しております、たちばなケアプラザの空調及び雨漏り修繕経費148万7,000円の計上でございます。

2目障害福祉費は、障害福祉一般経費において、障害福祉関係事業に係る国・県補助金の前年度精算による償還金1,420万3,000円の計上と、障害者自立支援給付費事業では、補装具費の給付申請の増加に伴う扶助費の増額計上であります。

3目老人福祉費には、デイサービスセンター和田苑の給水設備改修工事費の計上と、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために敬老会を中止するため、敬老事業補助金を587万9,000円減額としております。

また、敬老事業中止を受けて実施いたしますシルバー応援クーポン券事業につきましては、町内の70歳以上の高齢者が利用できるクーポン券の発行から換金までに必要な事業費3,900万3,000円の計上であります。

5目介護保険対策費は、低所得者保険料軽減負担金の前年度精算に伴う国・県への償還経費等と、新型コロナウイルス感染予防対策として連絡調整等に使用し、災害時には電源確保に対応できる公用車の購入経費の計上でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、日良居保育所の民営化に向けた施設改修に係る測量・設計費と工事請負費及び前年度精算に係る国・県補助金の償還経費、計2,496万5,000円の計上であります。

25ページ、3項生活保護費1目生活保護総務費は、前年度精算に伴う国・県補助金の償還金の計上でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、しまとぴあスカイセンターの消防設備点検に伴う誘導灯の交換や、雨漏りによる屋根の修繕費を追加計上いたしております。

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しがまだ見えない中、今後も引き続き適切な医療提供をいただくために、町内の民間医療提供施設22施設への支援金の計上や、新しい生活様式を踏まえ、個別の保健指導や健康教室、検診用務等を実施するために必要となる各種測定機器や、感染症患者発生時の対応・保健活動等を可能とするためのコンセント付ハイブリット車の購入費を計上しております。

また、コロナ禍の中、今後新型コロナとインフルエンザの同時流行がさらなる課題として危惧されることから、生後6か月以上の全町民を対象に、インフルエンザ1回分の予防接種費用を全額公費負担とするための費用など、保健衛生総務費では合計9,145万7,000円の計上となっております。

なお、インフルエンザ予防接種を新型コロナウイルス対策として実施することから、当初予算計上していた、2目予防費からは、予算組み替え分1,608万7,000円を減額としております。

27ページ、2項清掃費は、2目じん芥処理費に、清掃センター下の老木が危険となったため、この伐採撤去費用の98万6,000円と、3目し尿処理費に、情島衛生センターで使用いたします活性汚泥浮遊物質濃度測定器の更新費用19万3,000円の計上であります。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費には、新規就農者確保・新規就農定着支援として交付する112万5,000円と、新型コロナウイルス対策として、農業生産者へ1人2万円の経営支援金を給付するための経費2,329万2,000円や、切り花などを花き生産者から買い取り、11か所の公共施設に提供するインドア花いっぱい応援事業132万円など、計3,173万7,000円の計上であります。

5目農地費では、県営農業基盤整備事業での農道保全や耕作放棄地解消に係る県事業負担金の追加分520万円と、避難生活改善対策事業として設置いたします排水機場発電機1,200万

円など、1,732万4,000円を計上いたしております。

2項林業費2目林業施設費に、森林環境譲与税を充当した事業を実施するため97万5,000円を追加し、3項水産業費2目水産業振興費には、漁協が実施する漁業経営構造改善事業に196万8,000円の補助金など、計216万8,000円の計上でございます。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、竜崎温泉管理運営経費において、雨漏りや空調機器・配管等の修繕費や故障した備品の購入経費等、213万9,000円を計上いたしております。

また、新型コロナ対策の地域経済活性化支援事業では、周防大島観光支援映像の制作に係る業務委託料110万円と、コロナ禍の中で、新しい生活様式に対応するための設備導入費や店舗などの改修費等に、1件50万円を上限に補助をする新生活様式導入補助金を6,000万円、アウトドアの観光PRを全国に発信し、観光客の増加を図るための補助金を46万2,000円、このたびの感染症の影響で利用料収入の減少した指定管理施設への公共施設維持体制持続化支援金2,970万円など、商工費合計で9,395万1000円の計上であります。

3目観光費は、ゆめはな開花プロジェクト推進事業の会計年度任用職員から委託料への実施主体の変更に伴う歳出科目の組替えであります。

7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、既設町道の維持補修に対応するため工事費1,000万円の計上であります。

2目道路新設改良費では、泰平橋ほか2橋りょうの補修に係る詳細設計1,500万円や、西村橋ほか1橋りょうの補修工事費1,310万円、5年に一度実施いたします68の橋りょう点検業務2,200万円など、計5,010万円を計上いたしております。

32ページをお願いします。

3項河川費2目河川建設費は、地域の要望に対応するため、工事請負費140万円の追加計上となっております。

8款消防費1項消防費3目消防設備費は、奥畑地区の防火水槽進入路と和田地区の消火栓修繕経費170万8,000円の計上となっております。

4目災害対策費には、避難所用間仕切りテント等の購入とハザードマップweb版整備に係る委託料等、計585万3,000円の計上であります。

33ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費には、御寄附を頂きました1,000万円を周防大島高校通学支援費給付基金に積み立てるため、999万9,000円追加いたしております。また、学校教育支援事業として、現在予定している小中学校の修学旅行が実施出来なくなり、キャンセル料が発生した際の経費や、避難所等でも電源供給が可能なハイブリット車の購入、感染拡大防止のための学校避難所への空調機器の設置及びトイレの洋式化工事に係る費用等

計3,627万7,000円、事務局費合計4,627万6,000円の計上であります。

34ページ、2項小学校費1目学校管理費は、現在不具合が起きております小学校の施設や設備に係る修繕費等452万6,000円を、3項中学校費1目学校管理費は、大島中学校の屋内運動場換気扇の修繕経費とグラウンドの保護堤設置工事の計76万8,000円の計上となっております。

4項社会教育費1目社会教育総務費は、各図書館の図書除菌機や避難所等で電源供給が可能なコンセント付ハイブリット車の購入、社会教育・社会体育施設のトイレの洋式化に係る費用、また、指定管理施設への施設維持及び持続化を図るための支援金の給付など、計1,337万円の予算計上となっております。

2目公民館費5目社会教育施設費には、久賀公民館の雨漏りの改修工事と大島文化センターの空調機器の修繕費をそれぞれ計上いたしております。

5項保健体育費2目体育施設管理費は、棕野体育館の消防設備誘導灯の修繕費の計上であります。

3目学校給食費は、久賀及び大島学校給食センターの空調設備改修工事に係る測量・設計費と工事請負費、各給食センターにそれぞれ設置いたします除菌装置の購入費など、計3,705万1,000円の計上でございます。

37ページをお願いいたします。

10款災害復旧費には、7月の豪雨で甚大な被害を受けました町道や農道、農地・林道等の災害復旧に係る工事請負費等、合計7億1,843万3,000円の計上であります。

1項農林水産業施設災害復旧費1目農林水産業施設災害復旧費には、現年度農業用施設補助災害復旧事業で、農道和田線ほか6路線の災害復旧工事に4,400万円、長崎地区ほか3地区の農地の復旧工事に3,900万円、単独災害復旧事業に、農道13か所、水路2か所の復旧工事費1,700万円を、また、現年度林業施設補助災害復旧事業におきまして、林道白木線に2,200万円、単独災害復旧事業に、同じく林道白木線700万円の災害復旧費で、計1億2,900万円の計上となっております。

2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費に、現年度道路橋りょう単独災害復旧事業として、町道越木田線ほか25路線に3,090万円、道路橋りょう補助災害復旧事業には、事務費と町道山手線ほか32路線の工事請負費等3億7,260万5,000円の計上、災害応急復旧事業、道路等には町道大恵線の伐採工ほか、応急復旧工事費1,660万円を追加計上し、河川補助災害復旧事業には、竹迫川ほか5本の河川に係る工事費を1億4,500万円、河川単独災害復旧事業に、内入川ほか2本の河川に係る工事請負費310万円の計上、また災害応急復旧事業、河川には、皆地川の浚渫工ほか、応急復旧工事費1,600万円の追加計上であり

ます。

3項その他公共・公用施設等災害復旧費では、環境センターの最終処分場周辺に流入した大量の土砂の撤去費用に係る不足分や、同じく同施設水処理施設汚水処理槽に流入した土砂の引き抜きに係る経費、同センター敷地内のフェンス・法面の修繕費等、計522万8,000円の計上となっております。

12款諸支出金1項繰出金であります。介護保険事業特別会計につきましては、決算額の確定に伴う端数調整分の繰り出し、病院事業特別会計繰出金には、普通交付税の確定による調整と公債費に係る繰出金の算定基準を国の繰出基準に準じ増額を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症対策分として、人工呼吸器の導入やキャッシュレス決済に係る改修分等、繰り出す予算を計上いたしております。

最後に7ページを願いたします。

地方債の補正につきましては、農林水産業施設災害復旧事業債やその他公共・公用施設等災害復旧事業債、過疎対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債、臨時財政対策債及び合併特例事業債の補正に伴う追加と変更を行うものでございます。

以上が、令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） いくつか伺います。

まず、公用車を今回合計で15台だと思うんですが、購入されるということでございます。これに伴い廃車とする公用車がどれぐらいあるのか、まず1点伺います。

2点目として、総務費の中で、Web会議システム整備というのがございまして、これで、執行部はタブレットを導入した経緯の一つとして、Web会議をするためだということだったと思うんですけども、これを導入することによって、タブレットが必要なくなるんじゃないかと思えますけど、その辺の取扱いはどういうふうに今後するのか、伺います。

商工費の中で、公共施設維持体制持続化支援金ですか、2,970万円というのがありまして、それが、どの指定管理者に幾らとかいうふうな内訳があると思うんですが、それを教えてください。その金額を決めた根拠も併せて教えてください。

4点目で、諸支出金という中で、病院事業のほうで、キャッシュレス決済の導入というのがありました。これは橋と大島病院のみで、東和病院、今回入っていないということなんですが、東和病院がなぜ含まれてないのか。このキャッシュレス決済で、どういうものが使えるのか。クレ

ジットカード。今だったら、PayPayとか、d払い、nanaco、Suicaとありますが、どの辺までが使えるのか、教えてください。

最後にしつこいんですけども、高校生への給付金を探してみたんですけども、なかなか見当たりません。前回の一般質問の御答弁では検討いただけるということでもございました。検討の結果ないのかなと思うんですが、どのように検討されたか、その御経緯をお尋ねします。

以上、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 吉村議員さんの御質問の公用車、今回購入いたしますコンセント付のハイブリッド車の関係でございますが、15台全て更新、15台廃車して更新するということでございます。

あと、Web会議システムを今回導入いたしますが、このシステムにつきましては、令和元年度の9月補正により予算措置を行い、幹部会議を対象に18台を先行して導入を行ったところでございますが、その後の全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、コロナ禍における3密を避ける対策として、Web会議の活用が広まっておるところでございます。このことから、本町においては、庁舎間をつなぐWeb会議システムを構築するとともに、国や県や及び外部とのWeb会議に参画できるよう、新たにWeb会議ができるよう、タブレット兼用端末を各課に配備、30台にしようとするものでございます。このタブレット端末の使用は場所を選ばないので、災害時にも迅速な対応が可能になるなど、今後生きるプラットフォームになるのではないかと考えております。

導入のイメージといたしましては、単体でインターネットに接続できるタブレット兼用端末を30台導入して、庁舎間をつなぐ、Web会議システムの運用と各課が外部と行うWeb会議用途に資するものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 産業建設部、商工観光課の公共施設管理維持強化事業の支援金の計算方法と支援金額ということでございますので、まず計算方法といたしましては、休業期間中の必要経費から収入及び期間中の指定管理料を差し引いた額を基に算定いたしまして、支援金額といたしましては、竜崎温泉施設690万円、サンスポーツ片添施設340万円、長浦滞在型施設1,470万円、交流ターミナル施設470万円を計上しております。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 吉村議員さんの御質問でございますけれども、東和病院のキャッシュレス決済の導入につきましては、導入をする予定にしておりますけれども、今回、



他会計から繰入れる地方創生交付金の財源とするわけではなくて、東和病院がコロナ患者さんの入院協力医療機関となっておることから、臨時緊急包括支援の事業費補助金を活用して補正させていただき予定としております。

また、キャッシュレスの取扱いができるものとしまして、クレジットカード、電子マネー、デビットカード、メルペイなどのコード決済を予定しております。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 高校生への寄附金はどうであろうかと、検討したんであるかどうかということでございますが、このたびの地方創生の交付金については、まずは感染症対策と、それから、新たな生活様式を踏まえた対応ということで上げさせていただいておりますので、高校生の寄附金は外させていただいております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 御答弁ありがとうございます。

いろいろ意見はあるんですけども、今回は質疑のみとさせていただいて、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 私からは1点だけ。さっきも少し質問がありましたが、公用車が15台分上がっております。買換えということなんですけども、それぞれが、今回コンセント付のハイブリッド車というのが大半を占めているんですけども。例えば、議案の説明の1番下の税務課さんところを書いてあるように、室内での密集空間を回避するための屋外での申告相談の実施にも対応できる電源供給可能なコンセント付ハイブリッド車を購入するということで、どういふふうに使われるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 晴彦君） 税務課が電源付の車を使うので、申告等に使うということで上げておりますが、今、申告会場として使っているのが11か所ございます。そのうち、会場がすごく狭いところがあって、1か所は和田出張所と、あともう1か所が橋総合支所の会議室使っておるんですが、ここは職員3人が申告相談に常につくようになるんですが、申告相談に来られる町民の皆様が大体7人ぐらいしか入れないよというような小さい会場でございます。そういう小さい会場の場合で、もしも、3密状態というか、そういうような状態になったときには、いざというときには、屋外にちょっと出て、車の電源を使って申告等をやれるんじゃないかというふうを考えております。

実を言いますと、申告会場のほうにインターネットにも接続できるタブレットを数台持っておりまして、用意しておりまして、そのタブレットを使えば、屋外でも、e-Tax等のシステム

を使って申告ができるのではないかなというふうに、今は考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。要は、車でもろもろの手続をやるという前提の中で購入しちよるんでしょうか。私が思うに、15台買換えちゃうことなんですけど、例えば、電源を取りたいのか、車が必ず要るのか、それによって全然考え方が違うと思うから、例えば、電源が必要だと思うのであれば、ジェネレーター発電機を一発ある程度大きいのを買っても、10万円あるいは20万円あったらええのが買えますよ。それなりに車と同じぐらいの電源が引けます。ここで、車が要るのか、電源が要るのか、そこをちょっともう1回。これ、でも、重要だと思います。今、行革が入っていて、車が多いよなという中で、また15台全部買い換えるわけだから、さっきも財産に関する調書があって、現状普通車47台と軽が三十数台ありますよね。発電機は1台しか多分、財産としては乗っちゃらんわけで、例えば、車1台減して、稼働式のジェネレーターを入れたほうがいいんじゃないかという考え方もできると思いますが、そのあたりをもう一度、お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時27分休憩

.....

午後3時28分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 公用車の問題については、休憩時間に納得が이었습니다。

まず、5月6日の臨時町議会でコロナ対策について椎木町長は次のように答弁されています。次の段階で考えたいのは、大工さん、左官さん、設備屋さん、電気工事屋さん、それらの方々が収入が落ちていることからして、以前も要望があった個人の住宅リフォームの助成事業を考えてみたいと思います。1番御苦労されているのは所得の低い方が影響が大きいんじゃないかと思えます。その方々をどのように救うか。住民非課税世帯とか、または国保の均等割の問題とか。今までずっと出ていますが、これらを含めて次の段階で考えていきたいというふうに考えています。そのためには、財調や地方創生臨時対策というこの事業を積極的に使いたいと。地方創生臨時交付金をぜひ使いたいというふうに答弁をされています。

今回のコロナ対策ですが、過去2回のコロナ対策とは質的に違うと私は思います。この公用車の15台についてもそう思いますが。庁舎内で使う公用車やパソコンの購入などで、4,200万円あまりであったり、小中学校教育委員会関係のトイレの洋式化で2,941万1,000円。久

賀と大島調理場の給食調理場での空調設備などで3,669万円など、主に庁舎内の環境整備のために使うというコロナ対策、これをコロナ対策と称して計上されていると。

以前はそうじゃなくて、いろんな町民に直接渡るような施策がたくさんありました。今回も農業者、70歳以上のお年寄りのためのクーポン券。病院や、歯医者さん、薬局への直接支援というようなものも含まれてはいますけれども、やはり4億4,000万円のうちの多くがこうした庁舎内で使われるものになっていて、この5月6日のときに椎木町長がおっしゃられたものとはだいぶかけ離れてしまったんじゃないかというふうに私は見えるんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

フレンドエリア登録補助金というのが商工観光課の関係のものがあります。46万2,000円。これはアウトドア総合メーカーのモンベルにフレンドエリア登録をして、モンベルが大島の宣伝をするという費用で、その費用を観光協会に半年分として支出をするというそういう事業ですが、つまりこれは大島にどんどん観光に来てくださいということをはじめるといことですが。コロナがまだ収束していないどころか、まだ今からひよっとしたら増えるかもしれないという時期にGo Toトラベルじゃないですが、どんどん観光を誘致をするというのは逆効果になったりしますが。このコロナ対策のための予算がコロナ収束後にそういうことをするということなのか、もう今の段階からはじめるといことなのか、その辺を伺います。

このコロナ対策の表の中から私、今、言っています。この電子計算事業のコロナ対策として4,209万7,000円というのがあります。この中にいろいろいろいろあるんですが、事前にお伺いするところによると、5月に国の法律が改正されました。国家特区法。俗にいう、スマートシティ法というのが通りましたが、これには直接関係がないというふうな中身にはなっていますが、しかし、全く無関係だというものでもないというふうな説明を受けました。この中に、地方創生支援システム導入として660万円というのがあります。これは2015年、5年前の4月から経済産業省が決定して、各自治体がこういう予算を、それぞれ自治体によって何に使うかというのはそれぞれ違いますが。当然この2005年からですから、コロナとは全く関係がないものとして始まっています。この本町の660万円はどういうものに使うかといいますと、自治の情報のストック、つまり周防大島町の人口動態が釣り鐘式にこうなっていますけど、そういうものがどうなっているかとか、大島からどういうふうに人間がどこに動いているかとか。いろいろな情報、周防大島町の情報を集積、ストックをしていって、将来はそれを見える化すると。これはもう昔からというか、この法律が出たときからRESASというものでやられているということです。つまり、これコロナとはあまり関係ないように思うんですが、これもさっき休憩時間にお話があったような、そういう趣旨で設けられたものなのかどうか。つまり、この際だから、いい財源があるからやろうという、そういうものなのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

それから、インドア花いっぱい応援事業132万円というのがありますが、これはどういうもので、コロナとどういう関係、コロナ対策としてどういう関係があるのか伺います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） まず、フレンドエリア登録補助金のことの御質問にお答えいたします。

これが通ればすぐ登録するのかという御質問であったかと思いますが、今の感染予防と一応経済の両立ということも必要があるかと思われますので、予算通過後には登録を行いたいと考えております。しかしながら、今コロナウイルスがこういう状態ですので、状況をしっかり踏まえて、PRの方法やイベントの内容、開催時期等はしっかりと検討していきたいと考えております。

それと、インドア花いっぱいでございますが、これがどうしてコロナと関係しておるのかという御質問でございますが、さっきも説明がありましたが、花き業者から花を買い取り、11の公共施設に提供していただくということになります。これはコロナ対策というはまだコロナ感染症の影響で売上げが落ち込んでおります花き生産業者さんの支援とこのコロナと来庁者、来館者に対しまして、今まだコロナ禍の中、少しでも癒しになればとの思いで予算計上をさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田さん、今、要するにフレンドエリア登録補助金のことがありました。これはモンベルという日本で一番大きなアウトドアのメーカーさんでございます。こことあちこちの自治体とか、あちこちの要するにアウトドアをずっと広げようとしておる自治体と、このようなフレンドエリアという協定を結んで、そしてその日本最大のアウトドアメーカーですから、そこそこで周防大島町が登録すれば、周防大島町のPRもやっていただけるし。やっていただくには当然お金を払うわけですから、やっていただけるし。そういうアウトドアのすごく人口が今多くなっております。そういうところに大島でのトレッキングとか、例えばカヌーとか、そういうキャンプとか、そういうところのアウトドアは今から今度コロナが終わったとしても非常に有効な観光施設とか、交流人口の対象になるというふうに思うところから、ぜひともこのモンベルとの協定を結びたいというふうに思っておるところでございます。ですから、時期はできるだけ早く結びますが、実際にどういうアウトドアのイベントになるかというのは、これは時期的なものも十分考えていかなきゃいけないと思っておりますが、この46万2,000円というのは半年分の費用でございます。

それと、もう1つ先ほど前回と前々回の中で、もっともっと低所得者の方々にいこうという話がありましたが、そのことについてはこれまでも5月、6月とやりまして、今回非常に急ぐもの

があれば8月の臨時もというふうに思ったんですが、今回出しているのを見ていただいたら分かりますように、9月の定例会で間に合うということだったんで、今回になりましたが。これまでやったもので、いろいろ追加追加で出ておりますんで。あと、健康福祉部長のほうから、そういう低所得者やひとり親家庭やいろんなどころへこういう支援がいておりますというのをもう1回確認していただきます。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） ただいま町長のほうからございました、これまでに行った低所得者であったり、御苦労された方に対する支援について、もう一度整理をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、医療介護福祉等の従事者に対して2万円の給付を行っております。町独自給付でございます。それから、中学生以下の子供さんに対して2万円の給付を行っております。それから、これは国の制度になりますけれども、児童扶養手当の受給者に対する支給。それから、町独自では、妊婦さんに対して10万円の給付を行っております。これらがいわゆるこの6月議会までに上程をしてきたいわゆる本当に困っておられる方、もしくは低所得者等々に関する支援でございますが、今回人口の54%以上を占めている高齢者の中で、高齢者の方は特にこのコロナは重症化しやすいということで、様々な外出規制であるとか、様々な規制を求めるところから、いわゆる敬老会を今年度は中止とさせていただきました。よって、その敬老会を楽しみにされていた、ほかにもたくさんのお楽しみがあったと思うんですけれども、それらに対して本当にこれまでずっと自粛ということであったので、そこに対して今回高齢者に対する1人5,000円という形の給付をさせていただくというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 砂田議員さんの御質問の地方創生支援システムのRESASと呼ばれるものの件についてでございますが、この件につきましては、国のほうから今回の地方創生臨時交付金が対象になるということでございますので、それにより今回入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員、いいですか。

○議員（4番 砂田 雅一君） 近藤部長がおっしゃったのはそのとおりで、今まではそうだったし、今回はそういうことが70歳以上の方々へのクーポン券ということであります。それは、私は一切文句言っておりませんし、先ほども言ったように評価しました。だけど、そこが過去2回と今回とが全然違うんじゃないかという、そのところに焦点を当てているわけですし、今までと

どう違うかという質疑ではないので。それはもう一度御答弁いただきたいと思います。

それから、モンベルは私も製品を使っています。よくインターネットでも検索しているので、ここで個人のことを言ってもしょうがないんですが、いい商品もあるような気もしますが。それはそれとして、やはりあれだけ町民の方が大島大橋で郡外の人を止めると、やっぱり自分たちがコロナに感染したくないという感情から、そういうものがたくさんあったわけで、それがまだ完全に収束しているとは言えない段階でそれをやるのかやらないのか、一定の収束というところまで待つのか待たないのか。それは町民勘定としてまだこういうふうには感染が広がっている、多くなっているような状況の中でもそこをやるのかっていうのは非常に心配なところではないかと思うんです。そこはもう少しはっきり方針を出していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょう。

それから、地方創生支援システムは確かにそうですね。これに対象になりますよと。全国の自治体から総務省に問い合わせがあって、これは対象になる、これは対象にならんというのがいっぱい選択が書いてありますが、対象にはなりません。しかし、この周防大島町でコロナ対策としてこれを出している以上、これはコロナ対策、どういうふうにはコロナ対策になるのかという位置づけは必要ではないんですか。それはコロナ対策ではなくても、とにかくいい財源があるから飛びつこうということでは、やはりまだまだこのコロナによって大変な目に遭った方々がいらっしゃるわけで、それは今までの一定の支援は出したけれども、その支援金は全然足りない。ある商工業者の方が5万円もらってきたけど、5万円これぶち投げちゃろうかと思ったというくらい、金額が少ないという方もいらっしゃるわけで。それは、それやったから、もうそういう名目をつくったんだからいいんだというんじゃないで、本当にその町民の生活に、暮らしに寄り添った形の支援金をさらに考えていくというのが、やっぱり皆さん方の責任でもあると思うので、その点から見ると、今回のコロナ対策っていうのは非常に過去2回と比べてやはり全然違うものだというふうに私は見えてならないんですが、そこはどういうふうに思われますか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それは、砂田さんの言われるとおりではないかと思えます。2万円いただくよりは5万円、5万円いただくよりは10万円、10万円よりは100万円のほうがいいに決まっております。ですが、それはコロナ対策といいながら、やっぱり全ての方にといいわけじゃなくて、今でも、今までも持続化給付金とか給与補償何とかですね、それぞれに被害を被った方に向けていろんな支援が出ておるし、当然あるわけでありますから。ここで、町のほうもさつき部長から説明があったように、いろんなタイプの支給金、給付金とかやりましたが、それをどんどんどんどんお金を配るというだけではなかなかこのコロナ対策ということで。新たな新たなずんずん次から次にやるとか、または前にやった方に再度もう1回名目を変えて、金額を上げ

て支給をするとかっていうのはいかがかなというふうに思うわけでございます。

そして、今回も先ほどあれが出ておりませんでした、建設業、個人事業主の方々のリフォームの助成事業というようなことも、今回も実は商工観光課のほうで出ておるんですね。要するに、感染症対策としての、リフォーム全体じゃあないんですが、手洗いとか換気扇とか家を改修したとかっていうことについては出ておりますので、当然ながらそれは回り回って、個人事業主の方にいくということになると思っております。

もう1つ最後に、フレンドエリアの登録の話ですが、今現在どんどんどんそれを進めようということではありませんが、しかしながら、今キャンプ場も結構皆さんはアウトドアだということで、ここの大島のキャンプ場だけではなくてあちこちのキャンプ場は結構お客さんが入っておると思います。そうした中で、今後このコロナが収束するか、ある程度落ち着いてきたときには、やはり通常の今までのような3密とかそういう形のものではなくて、キャンプとかカヌーとか、カヤックとかトレッキングとか、そういうアウトドアのお客さんをぜひとも大島のコロナが発生していない地域に呼び込みたいというようなことで。それで、モンベルのファンだそうですが、モンベルと協定を結び、そしてモンベルのやる事業の中で大島のPRをしていただくとか。また、将来的にはモンベルがお客を集めて、大島でのトレッキング大会とかそういうのが出来ればというふうなことを思って、協定をしようということで登録の補助金を出しております。ですから、この予算が通ったらすぐに――、協定は結びますが、すぐにこういう行事をどんどんやっていくというのではなくて、行事をやる時期というのはきちんと見極めなければならないと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 2点だけちょっとお尋ねをいたします。

公用車については先ほどからたくさん出ていますので、ちょっと確認だけさせていただきますが、15台廃車にされるということで、この際だから、私はこの15台、本当に公用車が必要なのかどうか、そこを見直して、公用車のあり方、今行革でもやっていますけど、本当にこの15台が必要なのかどうかということを検証すべきだと。この際だから思いますんで。これで15台、今回のこの交付金で15台計上するというのは全く理解できません。

この臨時交付金先ほど健康福祉部長さんからちょっと触れられましたけど、地域の命と暮らしを守るための地域独自の取組を支援すると。感染拡大の防止とか新しい生活様式の確立とか、そういうことが目的としてあるんでしょうけど。感染拡大の防止とか雇用の維持、事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済効果の構築というのが4本柱であって、私はこの際というか、公用車、経常経費を計上するのではなくて、経常経費に充てるのではなくて、感染防止体制の強化はもちろんですけど、助成金を拡充するとか、相談窓口もまだまだ不十分だと思います。それとか、

地元、ここにも例がありますけど、地元産材を使った新商品開発支援とか、産業育成支援、そういったことにしっかり予算を投入すべきだろうと、私は思います。これは私の考え方なんで、もし何か答弁があれば、反論があれば答弁していただきたいと思います。

それと、もう1点は、公共施設持続化支援金、これは説明があったんで、仕組みは分かりました。一口に指定管理施設といっても、収益を主体としている施設と収益がほとんどない施設、これは二通りあると思うんですが、これを両方一緒に捉えて、休業期間中の必要設計費から指定管理料等の収入を引いた、その差額分を今回支援金として出すんですよということはちょっと理解に苦しむと。例えば、年間の入館料収入が100万円程度。これは教育委員会の施設を言っているんですが。ということは、3か月で大体30万円ぐらいの収入。それを補填しないと、例えば破綻してしまう、そんな財政力の弱い指定管理者を選んでいるのということになるのか。それと、指定管理者も1つの法人ですから、法人じゃない権利能力のない社団もあるかもしれませんが、団体ですから国の持続化給付金の対象になっていると思いますけど、そういったことはこの今の収支の計算に反映されているのか。雇用調整助成金も同じことだと思いますが、そういった国の制度の支援を受けていることを反映された上での支援ということなんですか。そこをちょっと確認させてください。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 今回の公共施設の持続化支援金の関係でございますが、こちらにつきましては商工観光課と教育委員会ということで、関連施設といたしましては教育委員会では八幡生涯学習のむら、日本ハワイ移民資料館、町総合体育館陸上競技場という3つの指定管理を出しておるわけなんですけど、こちらにつきましても収入に関しまして休業依頼を町のほうから行っていると。これにつきまして、同調するような形で休業依頼を行った4月、5月、このところの使用料収入、こちらが対前年比で比較しましたところ、相当額が減少しておるということで支援をしたいという形を取ったところでございます。ちなみに、八幡生涯学習のむらでは、試算した金額は約42万円、日本ハワイ移民資料館が37万円、総合体育館陸上競技場が24万円と金額はそれぞれ違いますが、こちらにつきましては対前年比ということで試算をさせていただいて、申請をいただくという形をとっておるところでございます。

国のほうの持続化給付金につきましては、反映しているかどうかといったところについては、確認を私のほうはちょっと受けておりません。ちょっと担当課長のほうに答弁代わりますので、よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 辻田社会教育課長。

○社会教育課長（辻田 建一君） 失礼いたします。先ほどの田中議員さんの国の持続化支援金のことでございますが、これにつきましては、特には対象というか確認はしていないところで制度



についてはしていないということかと思われま

す。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、その持続化給付金をもらっているかどうかというのは、今さっき聞いた話では、例えば47万円の収入減があったということなんですが、それを対前年比で。それを補填する意味があって、持続化給付金というのは制度としてあるわけですね、国の。だから対前年で持続化給付金も全く一緒ですね。対前年で収益が落ちた分をちゃんと支援しましょうということで持続化給付金が出ている。それを考慮せずに、今の公共施設の持続化支援金を町で出すということは二重に出すようなことになるんじゃないかと思うんで、そこはきちんとこの収支で反映せんと、本当無駄というか、支援しているところへさらにそれ以上の倍の支援をするという可能性も出てくるんで、それを確認していないというのはちょっとあり得んのかなと思うんで、ちょっと確認して御答弁いただきたいと思います。

それと、入館料とか収入は減っても、結局町から休業しなさいよと言ったということは、結局それだけ手間がかからない。休業期間中は人がいないわけですから、人件費も削減できるはずなんです。そこをやった上でこれだけどうしても赤字が出ましたというんなら分かるんですけど、その部分はそういう経営努力って言うんですかね、50万円ぐらいの話なんですけど、そこをやっているかどうか。結局、閉めるということはそれだけ——、1番大きい人件費がかからない。光熱費も閉めていればかからない。その辺を考慮しているのかどうかということをもういっぺん答弁してください。

○議長（荒川 政義君） 辻田社会教育課長。

○社会教育課長（辻田 建一君） 先ほどの国の持続化支援金ということでございますが、確かにまだ確認という段階でございます。恐らく、してないというふうに思われます。もう1回、確認をして答弁のほうさせていただけたらと思います。申し訳ございません。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかにございませんか。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 先ほど田中議員さんから公用車の件の御質問がありましたが、今回の15台更新ハイブリッドかけたのは、町の中で年式とか、経過年数、走行距離で更新が必要なものに限って、今回更新させていただいております。それで、今後につきましては、この令和2年3月末で自動車47台、軽自動車も37台、今84台ございますので、今後そういうことも含めて削減等に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。議案第2号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

まず、財政調整基金への積み増しは以前から主張しているとおおり、反対しますが、コロナ対策以外の補正内容については、ほぼ賛成をいたします。コロナ対策について、これまでのコロナ対策の予算とは大幅に変わっていることに異論があります。これまではコロナ対策は保育所等へのマスクの配布、医療、介護、保育施設等への支援金、児童への給付金、漁業者、商工業者、国が行う個人への支援金への上乗せなど、直接町民の方々の暮らしに役立つものが多くありました。特に、福祉や医療への従事者とコロナで困窮している方々への給付や支援が多く占めていました。

しかし、今回のコロナ対策の予算は町公用車15台の購入、庁舎内で使うコンピュータ、庁舎内で使う空調施設などがかなりの金額を占めています。町長は5月6日の臨時議会において、住民税非課税世帯など所得の低い方に対して、コロナ対策を考えていくとして、住宅リフォーム助成事業や国保の均等割の問題などを具体的に出されました。しかもそのときにわざわざ財政調整基金や地方創生臨時交付金をぜひとも使っていきたいと表明されています。このときの表明とはかなりかけ離れたコロナ対策であり、反対します。支援金や給付金が多ければ多いほどいいというような、そういう町長は主張をしていますが、そういう考えを持っている町民の方はいないと思います。休業した間の保証にはほど遠いから怒っている町民がいるのだと思います。

今回のコロナ対策の中でも農業者への支援金や病院や診療所、歯科医院、薬局などへの支援金は、金額は少ないとはいえ、賛成できます。シルバークーポン券事業についても反対しません。また、役場内で使われるものについても全て中身そのものについて反対というわけではありません。例えば、久賀と大島の給食調理場の空調設備などについてもその事業内容そのものについては賛成です。しかし、4億4,000万円以上の国からの地方創生臨時交付金はコロナ対策としての補助金です。事業の中身には賛成できても、コロナ対策としては疑問視する事業もあり、別の財源を充てるべき筋合いのものも含まれていると思います。こうしたものは、入れながら、一方では町長が5月に表明した低所得者に対するものを行うと表明したことを考えるのなら、その表明と違ったコロナ対策になっており、今回のコロナ対策の予算には賛成できません。よって、この補正予算に反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。反対討論はございませんか。ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第2号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 4 時08分休憩

午後 4 時23分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ことのほか、議論が白熱いたしまして、4時半を指そうとしております。（笑声）延会の手続きを取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。時間延長ですね。ごめんなさい。

お諮りします。本日の会議は議事の都合により、あらかじめ時間を延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することは決定されました。

それでは、引き続き、会議を開きます。

---

日程第 2 5. 議案第 3 号

日程第 2 6. 議案第 4 号

日程第 2 7. 議案第 5 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 2 5、議案第 3 号令和 2 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から日程第 2 7、議案第 5 号令和 2 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 3 議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第 3 号から議案第 5 号の補足説明をいたします。

まず、議案第 3 号令和 2 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、令和元年度決算に伴う精算が主なものでございます。補正予算綴りの 4 1 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,892 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 30 億 9 5 1 万 1,000 円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明をいたします。

4 9 ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対する国保税の減免により、1 3 0 万 4, 0 0 0 円を減額するものでございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 2 目災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により国保税を減免した保険者（市町村）に対して、国が保険税減免額の 1 0 分の 6 を財政支援する、災害等臨時特例補助金を新たに 7 8 万 3, 0 0 0 円計上し、4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金は、同じく保険税減免額の残り 1 0 分の 4 を補助するものとして、特別交付金 5 2 万 1, 0 0 0 円を増額するものでございます。

5 0 ページをお願いいたします。

7 款繰越金は、前年度決算に伴い、7, 8 9 2 万 8, 0 0 0 円を増額するものでございます。次に、歳出について御説明いたします。

5 1 ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 2 項後期高齢者支援金等分及び 3 項介護納付金分は、いずれも財源調整でございます。

5 2 ページをお願いいたします。

6 款基金積立金は、前年度繰越金の発生に伴いまして、7, 8 9 2 万 8, 0 0 0 円を増額するものでございます。

以上が、令和 2 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要でございます。

続きまして、議案第 4 号令和 2 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、令和元年度決算に伴う精算が主なものでございます。

補正予算綴りの 5 3 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 5 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 7, 6 5 0 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

6 1 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

4 款繰越金は、前年度繰越金を 2 5 万 9, 0 0 0 円追加計上しております。

次に歳出について御説明いたします。

6 2 ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金を 2 5 万 9, 0 0 0 円追加計上しております。この納付金

は、令和元年度保険料のうち、令和元年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を、令和2年度歳入予算に前年度繰越金分として今回補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものでございます。

以上が、令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第5号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算綴りの63ページを、お願いいたします。

今回の補正は、令和元年度決算に伴う精算が主なものでございます。

第1条で既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1億8,085万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を36億3,808万2,000円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から、御説明いたします。

事項別明細書の73ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金は、財源調整のため、3,000円を増額いたします。

7款の繰越金は、令和元年度決算に伴う繰越金として、1億8,085万3,000円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

74ページをお願いいたします。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費は、過年度の介護保険料の還付金として、95万9,000円を増額いたします。

3款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、令和元年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立てとして、8,711万2,000円を増額いたします。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金につきましては、前年度実績に伴う国県等への返還金として、9,278万5,000円を追加計上いたします。

以上が、令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

以上で議案第3号から第5号までの補足説明を終わります。何卒、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第3号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質

疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第3号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議案第5号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。

これから、討論、採決に入ります。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第3号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第4号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これから起立による採決を行います。

議案第5号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第28. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第28、議案第6号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） それでは、議案第6号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の業務の予定量では、農業集落排水処理施設建設改良事業の事業費を2,710万円補正し、3,619万3,000円とするものです。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に2万円を追加し、9億1,647万5,000円とするとともに、既定の支出に2万円を追加し、8億3,986万8,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款下水道事業収益1項営業収益2目その他営業収益2節雑収益2万円を追加するものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費の17節修繕費では、浮島処理区3号マンホールポンプ取替修繕費等943万8,000円の増額、2目処理場費の14節委託料では、水質検査業務の入札減により1,160万8,000円減額、17節修繕費では、沖浦西浄化センター制御盤修繕費165万円の増額、3目総係費の5節報償費では、受益者分担金の前納報奨金7万4,000円の増額、26節償還金、利子及び割引料では、過年度還付金に係

る支出科目を、2項営業外費用2目雑支出の2節その他雑支出へ組替を行っております。3項特別損失5目その他特別損失1節その他特別損失では、令和元年分の消費税確定申告納税額の確定に伴い、46万6,000円を追加計上するものです。

2ページに返っていただきまして、第4条の資本的収入及び支出では、予算第4条の既定の収入に2,000万円を追加し、14億4,549万3,000円とし、既定の支出に2,710万円を追加し、17億1,248万7,000円とするとともに、不足財源の内訳を変更しようとするものです。

その概要につきまして、御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目建設改良債4節災害復旧事業債を1,000万円追加、2項補助金1目国庫補助金の2節災害復旧費補助金を1,000万円追加するものです。いずれも、和田浄化センターの災害復旧費に係る補正でございます。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠費の14節委託料では、県道大島環状線（安下庄地区）拡幅工事に伴うマンホールポンプ場施設移転工事に係る調査・設計費1,100万円の追加計上、2目処理場費の14節委託料では、下水道台帳システム業務委託や和田浄化センター法面復旧に係る測量・設計業務などにより390万円の減額、18節工事請負費では、和田浄化センター法面災害復旧工事2,000万円を追加するものです。

2ページに返っていただきまして、第5条の特例的収入及び支出では、令和元年度決算により予算第4条の2中、未収入金を38万3,000円増額、未払金を734万2,000円減額し、未収入金を391万円、未払金を4,018万5,000円としております。

第6条の企業債では、農業集落排水処理施設建設改良事業を1,000万円追加し、企業債の総額を9億4,170万円としております。

なお、5ページ以降に付属資料を添付しております。

以上が、議案第6号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何卒、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

議案第6号、討論はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第6号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第29. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第7号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第7号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

お手元の令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページを御覧ください。

この予算は、普通交付税の確定および新型コロナウイルス感染症に伴う医療、介護関連への国からの支援を財源として、医療機器整備や感染防止対策の環境整備を行うため補正しております。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、（9）の主要な建設改良事業について、新型コロナウイルス感染症関連整備として、東和病院は生体情報モニター他6品目、大島病院は人工呼吸器、やすらぎ苑はストレッチャーの整備費用として1,886万7,000円増額補正し、合計1億4,715万9,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては普通交付税の確定による他会計補助金の増加、新型コロナウイルス感染症に伴う国からの設備整備支援、感染防止拡大等の支援による、その他補助金の増加、職員への感染症対応従事者慰労金の代理受領による特別利益の増加に伴い、次の2ページをお開きいただきまして収入合計で9,964万3,000円増額補正し53億5,739万3,000円を見込んでおります。

支出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、消毒などの衛生材料の購入による材料費の増加、オンラインでの面会や会議、研修を行うための環境整備による消耗備品費、修繕費の増加、看護学校のハワイ研修キャンセル料発生による雑費の増加、感染症対応従事者慰労金の交付による特別損失の増加に伴いまして、3ページの支出合計は9,872万7,000円増額補正し、53億5,647万7,000円を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、先程第2条の業務の予定量で御説明申し上げました、新型コロナウイルス対策による整備機器9品目の購入財源と致しまして収入に国からの支出金1,886万7,000円増額補正し、合計で1億7,213万6,000円を見込み、4ページをお開き下さい。

支出に購入費1,886万7,000円を増額補正し、合計で9億7,132万2,000円を見込んでおります。

第5条の他会計からの補助金につきましては、新型コロナウイルス対策に要する費用について、一般会計からの繰入れ及び、普通交付税の確定により、合計1億3,380万3,000円を増額補正し、14億6,567万6,000円としております。

附属資料といたしまして、5ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第7号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第7号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第30. 議案第8号

日程第31. 議案第9号

日程第32. 議案第10号

日程第33. 議案第11号

#### 日程第34. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第8号周防大島町スクールバス条例の一部改正についてから日程第34、議案第12号周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題といたします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第8号から議案第12号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第8号、周防大島町スクールバス条例の一部改正についてであります。

来年の4月1日に、久賀中学校・東和中学校・安下庄中学校の3中学校が統合し、新たに周防大島中学校が開校いたします。また、油田小学校の児童が減少していることに伴い、同日に油田小学校が森野小学校と統合いたします。

中学校統合に係るスクールバス路線の策定につきましては、学校関係者や保護者等の方々に構成する中学校統合準備委員会において、所要時間などを考慮しながら協議をし、新たな路線の設定や既存路線の延長による検討を進めてまいりました。また、昨年末に防長交通株式会社から、大島のバス路線の内、周防平野から周防油宇までの区間については、令和3年3月末をもって廃止する旨の申し入れがありました。

このことに伴いまして、バス路線の廃止区間の対応について庁内協議をしましたが、小学校の統合に係る油田地区及び和田地区の児童の通学手段に併せ、交通空白地域の解消を図るため、現在の白木線と同様に一般の方も乗車ができる、混乗型でのスクールバスの運行を計画したところでございます。

それでは、逐条に沿って御説明いたします。

第5条第1項の運行路線及び事業形態でございますが、現在の13路線を12路線に再編するものでございます。

各号の順については、スクールバス事業とスクールバス混乗事業の形態分けをし、行政区順に整理をしております。

なお、第1号から第4号までと第8号、第11号及び第12号は、号番号を改めるもので、第5号と第9号の2路線は路線延長に伴い路線名を改めるもので、第6号及び第7号の2路線は新規路線でございます。

また、平成30年度以降、児童生徒がいない源明線は廃止路線といたしますが、今後、新たに通学者がある場合はタクシーでの対応を考えているところでございます。

油良線及び日良居東和線の2路線は、第8号の日良居久賀線と統合し、棕野久賀線や沖浦大島線と同様に小学生も乗車し、小学校へ通学するよう計画をしております。

第5条第2号につきましては、第1号の改正により混乗事業の新設と白木線の号番号を改めたことによりまして、号番号を改めるものでございます。

第7条第1項第1号の表の普通料金の項、額の欄の混乗事業の料金に係る規定についてでございますが、第5条第1項へ新規路線の油田森野線を加えたこと、号番号を改めたことによるものと、混乗事業の新規路線に係る料金表を加えることによる別表番号を改めるものでございます。

別表第1につきましては、第5条第1項で改めた路線順とし、路線延長に係る起点終点を改めるものと、新規路線を加えたものでございます。

また、混乗事業の新設に伴い、別表第2以降を2つずつ繰り下げ別表第1の次に油田森野線の料金表である別表第2及び第3を加えるものでございますが、料金の設定につきましては、現在の防長交通株式会社の料金体系を引き継ぐものとしております。

なお、本条例の一部改正につきましては、学校統合の期日であります令和3年4月1日から施行させようとするものでございます。

次に、議案第9号周防大島町公民館条例の一部改正についてであります。

本条例の一部改正につきましては、昭和41年に竣工、築54年が経過し、老朽化した東和公民館を解体するため、必要な事項を定めている周防大島町公民館条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、周防大島町公民館条例第3条の表中、東和公民館の項を削り、別表(1)の表中、東和公民館の部を削るものであります。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

続きまして、議案第10号周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する国の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備をするものでございます。

このたびの改正は、放課後児童支援員認定資格研修の実施者を拡大するものであります。

放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を配置することになっております。

放課後児童支援員認定研修とは、放課後児童健全育成事業に従事する者に対し、支援員としての業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とする研修でございます。

放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、中核市でも実施できるよう厚生労働省令が改正されたことに基づき、都道府県知事または政令指定都市の長が行う放課後児童支援員認定資格研修に加え、中核市の長が行う研修も研修を修了したのものとして取り扱うこととす

るものでございます。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

続いて、議案第11号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化にあたり、条例を定める際に従うべき基準となる内閣府令、特定教育・保育の施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。この基準におきましては、令和元年10月施行の国の基準を条例で定めたものとみなし、1年間の経過措置にて対応ができるとされておりますので、経過措置期間内に整理をするため、今議会において改正をさせていただくものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして、御説明いたします。

まず、子ども・子育て支援法の改正により、子育てのための施設等利用給付制度が創設されたことに伴い、これまでの支給認定が教育・保育給付認定に改められたことなどから、引用条項の移動及び字句の修正など規定の整備を行うものでございます。

次に、第13条第4項第3号につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、3歳児から5歳児の食事の提供に要する費用の取扱いを変更するものであり、あわせて副食費の免除規定を定めるものでございます。

次に、第42条につきましては、小規模保育事業など特定地域型保育事業を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携について特定地域型保育事業者による代替保育の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合、連携施設の確保義務の緩和や免除とする規定を新たに加えるものでございます。

次に、附則第5項につきましては、連携施設の確保が著しく困難であり、一定の要件を満たしたものと町が認めた場合、連携施設の経過措置の期間を5年から10年に延長するもので、同項を第4項にするものでございます。

なお、本町におきましては、町内に住所を有し、町内の保育所を利用する場合は副食費も含め保育の完全無償化を実施しており、また、特定地域型保育事業等につきましては、現在この事業の施設及び事業者はおりません。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

最後に、議案第12号周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化にあたり、子ども・子育て支援法の一部が改正され、同法で使用する用語が変更されたことに伴い、用語の整理を行うもの

でございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして、御説明をいたします。

子ども・子育て支援法の改正により、子育てのための施設等利用給付制度が創設されたことに伴い、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付を区別するため支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改めるものです。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

以上が、議案第8号から議案第12号までの補足説明でございます。

何卒、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

議案第8号周防大島町スクールバス条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号周防大島町公民館条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第11号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第8号から議案第12号までの質疑を終了いたします。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第35. 議案第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第35、議案第13号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第13号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される、同条第1項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容について申し上げます。介護老人保健施設やすらぎ苑を令和3年4月1日から介護医療院へ転換することに伴い、今年度に施設改修工事を行うため、4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分に（2）介護老人保健施設の事業名を追加し、事業内容にやすらぎ苑介護医療院新設改修を追加しようとするものでございます。

次に、橘病院の診療所への転換により、橘医院となったことに伴い、医療機器の整備が必要なことから、5、医療の確保区分の（1）診療施設の事業名に診療所を追加し、事業内容に橘医院医療機器整備を追加しようとするものであります。

何卒、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。議案第13号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第13号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第36. 議案第14号

日程第37. 議案第15号

日程第38. 議案第16号

○議長（荒川 政義君） 日程第36、議案第14号動産の買入れについて（令和2年度 可搬消防ポンプ）から日程第38、議案第16号動産の買入れについて（令和2年度周防大島町立小中学校情報機器端末）までの3議案を一括上程し、これを議題といたします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第14号から議案第16号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第14号の動産の買入についてであります。

この度の動産の買入れにつきましては、過疎債を財源とし、本町消防団の各分団に配備している可搬消防ポンプのうち5台を更新し、消防防災体制の強化充実を図るものであります。

去る7月10日に、11社による指名競争入札の結果、周南市の株式会社ハツタ山口が、750万円で落札をいたしました。落札価格に消費税の額を加えた、825万円で契約を締結しようとするものでございます。なお、参考までに、納入期限は契約の翌日から令和3年3月30日としております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第15号、これも動産の買入れについてであります。

本件は、令和2年度当初予算において予算化いただいております、スクールバス油田森野線の車輛を購入するもので、去る8月4日に町内の自動車販売業者10社で入札を行った結果、周防大島町大字西安下庄の有限会社中本モータースが714万363円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税を加えた785万4,399円で請負契約を締結しようとするものであります。

このバスは、油田・和田地区から森野小学校へ通学するための車輛でございますが、防長交通株式会社から、令和3年3月末をもって周防平野から周防油宇までの区間について路線バスを廃止する旨の申し入れがありましたので、スクールバス白木線と同様に一般の方も乗車ができる混乗型の仕様にしたものでございます。

座席数は28を確保しており、児童及び一般利用者の、より一層の安全を確保するため、衝突被害軽減ブレーキ等の安全システムを装備した車輛とするとともに、バス昇降口のステップを2段とするなど児童や高齢者に配慮した仕様としております。なお、参考までに納入期限は1月29日までとしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

続いて、議案第16号動産の買入れについてであります。



周防大島町立小中学校情報機器端末購入につきましては、先の6月の定例会において、御議決をいただいております、国のGIGAスクール構想実現に向け、令和3年度から令和5年度までに順次購入予定であった小学校1年生から4年生と中学校2年生、3年生が使用するICT端末であるiPad268台を、国の計画変更により、前倒しして、購入するための随意契約を締結しようとするものであります。

随意契約を締結しようとする業者につきましては、山口県教育ICT推進協議会に参加し、協同調達での購入とし、去る7月21日に県庁において、協同調達のプロポーザルが行われました。

提案を行った業者は、NTTビジネスソリューションズ株式会社の1社だけであり、審査の結果1,096万1,200円で共同調達の受注候補者に決定いたしましたので、その受注価格に消費税を加えた1,205万7,320円でNTTビジネスソリューションズ株式会社と随意契約を締結しようとするものであります。

本町では、ICT端末につきましては、平成27年度、平成28年度に再編交付金を活用させていただきまして、各小中学校の最大学級人数分、延べ256台を購入しております。

また、国のGIGAスクール構想による整備計画に則り、令和元年度3月の補正予算で御議決をいただきました、小学校5・6年生と中学校1年生分106台を購入しております。

この度の268台の購入によりICT端末は総数で630台となり、令和2年5月1日現在の町内の児童生徒数が618人でありますので、児童1人1台のICT端末の整備が完了いたします。

なお、268台の納期は9月30日までとしておりますが、これにより、今後、更にコロナウイルス感染症が拡大し、臨時休校措置をとらざるを得なくなった場合の、家庭での学習にも対応できるようになります。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上が、議案第14号から議案第16号までの補足説明でございます。何卒、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第14号動産の買入れについて（令和2年度 可搬消防ポンプ）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号動産の買入れについて（令和2年度 周防大島町公用車（スクールバス油田森野線））、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号動産の買入れについて（令和2年度 周防大島町立小中学校情報機器端末）、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 1点だけちょっと確認をさせてください。資料のほうの随意契約の理由で、台数が大量となるために共同調達に参加したということで山口県の共同調達に参加したということなんですけど、どういう。ちょっと普通、台数が多いから自前でやると。台数が少ないから調達に要する手続きに経費がかかるから、他の自治体と一緒に共同調達するっていうんなら何となく分かるんですけど、台数が多いから共同調達に参加したというのはどういう意図っていうんですかね、意味で参加したのか。ちょっとその辺を補足していただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員さんからの御質問でございますけれども、今回国が進めるGIGAスクール構想におきまして、ICT端末の整備が令和5年までの整備予定で進められておりましたけれども、国の方針の変更によりまして、前倒しをして、令和2年度までに整備することが可能となりました。これによりまして、全国の自治体が一斉にGIGAスクール構想補助金を活用いたしましてICT端末の整備が進みますと、国内でのICT端末等の品薄が懸念されること、また、これにより整備が遅れるなどの支障が起こることが想定されましたので、県や各市町が参加いたしまして設置するところの県教育ICT協議会が参加いたしまして、情報端末の調達に関して勉強する必要があるものと判断いたしまして、共同調達に参加をいたしました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これから討論、採決を行います。議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これから起立による採決を行います。

議案第14号動産の買入れについて（令和2年度 可搬消防ポンプ）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第15号動産の買入れについて（令和2年度 周防大島町公用車（スクールバス油田森野線））、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第16号動産の買入れについて（令和2年度 周防大島町立小中学校情報機器端末）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は9月16日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後5時18分散会

---